

第3期盛岡市地域福祉計画

(令和7年度～令和16年度)

みんながつながり 互いに認め支え合う
やさしさにあふれるまち

盛 岡 市

はじめに

少子高齢化に伴う人口減少が進行し、市民の意識や暮らし方が変化する中、保健福祉分野においては、制度の狭間で必要な支援が届きにくいという問題や様々な制度に関わる複雑化・複合化した課題を抱える事例が顕在化してきました。こうした地域住民の支援ニーズに対応するため、高齢や障がい、こども、生活困窮等の個別分野では、包括的で切れ目のない支援体制や地域で支え合う仕組みづくりが求められています。



このような地域福祉を取り巻く状況を踏まえ、本市における保健福祉分野の施策が相互に連携し、包括的な支援体制を更に強化するとともに、地域を基盤とした福祉のより一層の充実を図るため、令和7年度（2025年度）からの10か年を計画期間とする「第3期盛岡市地域福祉計画」を策定しました。この計画では「みんながつながり 互いに認め支え合う やさしさにあふれるまち」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けて本市が取り組むべき施策を定めています。

施策の推進に際しては、福祉関係者の分野横断的な連携はもとより、市民や事業者等多くの皆様の主体的な参加が必要となりますので、計画に掲げる基本理念や各施策の方向性を御理解いただき、引き続き特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たっては、地域の現状・課題や今後の在り方について、多くの市民・団体の皆様から御意見を頂戴することができました。アンケート調査やワークショップ等に御協力いただいた皆様をはじめ、地域福祉に関する専門的な御助言をいただいた関係機関の皆様、多様な視点から貴重な御意見をいただいた盛岡市社会福祉審議会委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

盛岡市長 内館 茂

目 次

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 計画期間 2

第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 1 人口と世帯の状況 4
- 2 第2期地域福祉計画の取組の成果 8
- 3 地域福祉ワークショップ等での意見 18
- 4 重点的に取り組む必要がある課題等 20

第3章 第3期地域福祉計画の方針

- 1 基本理念（将来像） 23
- 2 基本目標 23
- 3 施策の体系 26

第2部 施策の展開

第1章 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

- 1 つながりを大切にした支援の仕組みづくり 27
- 2 地域における福祉活動の推進 32
- 3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援 34
- 4 安全に生活できる環境の整備 35

第2章 地域の福祉を共に創るひとづくり

- 1 地域福祉を推進する人材の育成 37
- 2 福祉への関心を育む取組の推進 41

第3章 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

- 1 地域生活課題の解決に向けた重層的な支援体制の構築 43
- 2 安心して福祉サービスを受けられる基盤の整備 47
- 3 サービス利用を支援する体制の構築 49
- 4 わかりやすい情報を提供する体制の整備 53

第3部 計画の推進と進捗管理

第1章 計画の推進

- 1 市民、行政、社協・関係機関、事業者、町内会・自治会等、
ボランティア団体・NPOとの協働による地域福祉の実現 55
- 2 盛岡市社会福祉協議会等との連携 56

第2章 計画の進捗管理

- 1 計画の評価と見直し 56

資料編

- 地域福祉ワークショップ等の開催結果 57
- 地域福祉に関するアンケート調査結果 66
- 地域福祉に関する直近の法整備等 73
- 第3期地域福祉計画の策定経過 76
- 盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員 77
- 用語解説 78

第1部

基本的な考え方

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

本市では、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とする「盛岡市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、「ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり」を基本理念として、高齢者、障がい者、児童、健康に係る分野の計画と連携しながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とする「第2期盛岡市地域福祉計画」においては、第1期計画の理念を踏まえながら、「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、「支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり」「共に支え合うことができる地域環境づくり」「地域福祉を担うひとづくり」を基本目標として、多様な生活課題に対応した取組を進めてきました。

現在、本市では少子高齢化に伴う人口減少の進行や、新型コロナウイルス感染症の流行、気候変動による災害リスクの高まりなどにより、市民の意識や暮らし方に変化が生じています。また、これらの社会の変化に合わせるように、独居の高齢者の増加や、ダブルケア、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど、地域生活課題への新たな対応が、より一層求められています。

このような、制度の狭間で支援が届きにくいケースや、世帯単位で複雑化・複合化した課題を抱えているケースに対しては、これまでも、従来の対象・分野ごとの福祉制度を超えた、包括的な支援体制の整備に取り組んできたところですが、今後も地域に住む人々が安心して暮らしていくためには、住みやすい地域づくりに地域の誰もが参加する、地域福祉の推進がますます重要となります。国においては、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指す取組が進められています。

これらの背景を踏まえ、本市においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を、更に充実させていく必要があることから、「第3期盛岡市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

「第3期盛岡市地域福祉計画」は、令和7年度（2025年度）を初年度とする盛岡市総合計画の基本構想に基づくとともに、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づいて策定する市町村地域福祉計画です。平成30年

（2018年）4月の社会福祉法の改正により、この地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項」を記載することとされています。

(2) 他の個別計画との関係

市には、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市障がい者基本計画」、「盛岡市こども計画」、「もりおか健康21プラン」などの保健福祉に関する個別計画があります。地域福祉計画は、これら個別計画の上位計画として、各計画に基づく施策を推進する上での共通理念を示すとともに、各分野が連携して地域福祉を推進するための計画です。

また、地域福祉計画の推進にあたっては、盛岡市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連動しながら、一体となって地域共生社会の実現を目指すものです。

3 計画期間

この計画は、上位計画である盛岡市総合計画との整合を図るため、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10か年計画とします。

なお、中間年の令和11年度（2029年度）には、計画に基づく取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行います。

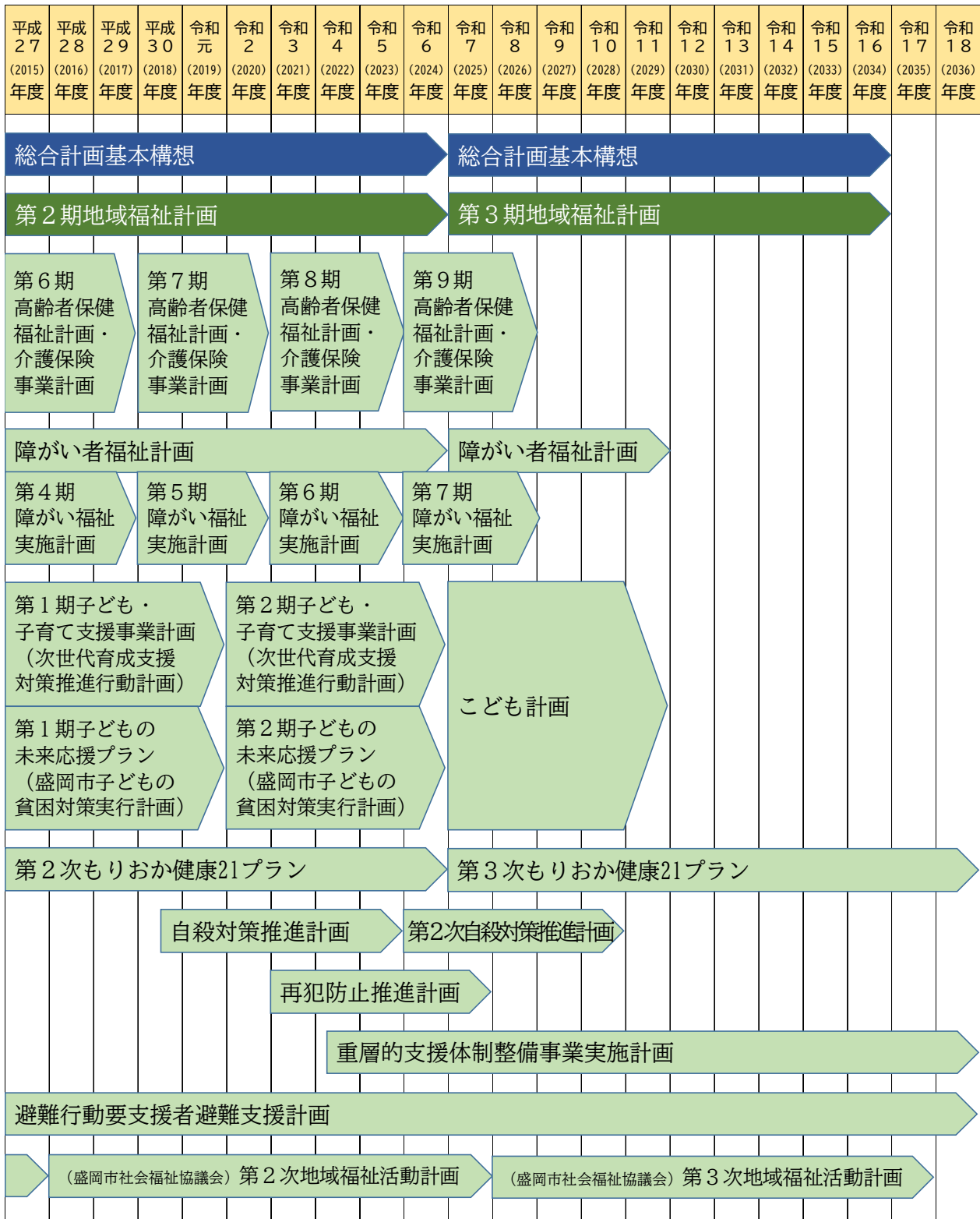
第1期地域福祉計画：平成17年度（2005年度）～平成26年度（2014年度）

第2期地域福祉計画：平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度）

第3期地域福祉計画：令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）

※ 各計画とも計画期間は10か年としています。

【参考】総合計画、地域福祉計画、保健福祉に関する個別計画等の策定状況



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 我が国の人口動態

総務省統計局によると、我が国の総人口は平成17年（2005年）に戦後初めて前年を下回った後、平成20年（2008年）にピークを迎え、平成23年（2011年）以降は11年連続で減少しています。減少幅は10年連続で拡大し、令和3年（2021年）の減少幅は、比較可能な昭和25年（1950年）以降過去最大となり、人口減少、少子高齢化が急速に進んでいます。令和5年版高齢社会白書では、現在の傾向が続けば、令和52年（2070年）には総人口が約8,700万人まで減少することが見込まれています。

また、令和4年（2022年）10月1日現在で、総人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率は29.0%ですが、令和52年（2070年）には、2.5人に1人が65歳以上（高齢化率38.7%）、4人に1人が75歳以上になると推計されています。

(2) 本市の人口動態

① 人口の推移

本市における平成7年（1995年）から令和2年（2020年）までの人口の推移をみると、平成12年（2000年）をピークに減少に転じ、それ以降は人口減少が進行しています。

（単位：人）

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
盛岡市	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	289,731
旧盛岡市	239,940	239,627	237,578	235,418	234,402	227,767
旧都南村	46,538	49,216	49,614	49,926	51,078	50,631
旧玉山村	14,245	14,014	13,554	13,004	12,151	11,333
岩手県	1,419,505	1,416,180	1,385,041	1,330,147	1,279,594	1,210,534
全国	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099

〔出典：国勢調査〕

② 年齢3区分別推移

総人口の年齢3区分の割合をみると、昭和60年（1985年）までは年少人口の割合が20%以上、高齢者人口の割合は10%以下でしたが、平成12年（2000年）には高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回り、それ以降は少子高齢化が進行しています。

（単位：上段 人、下段 %）

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	【参考】 昭和60年
年少人口 15歳未満 (構成比)	52,092 (17.3)	46,159 (15.2)	41,928 (14.1)	38,771 (13.1)	36,828 (12.5)	33,602 (11.9)	— (22.0)
生産年齢人口 15～64歳 (構成比)	209,262 (69.6)	208,171 (68.7)	199,632 (67.0)	192,664 (65.3)	182,979 (62.3)	167,894 (59.6)	— (69.5)
高齢者人口 65歳以上 (構成比)	39,341 (13.1)	48,469 (16.0)	56,177 (18.9)	63,721 (21.6)	73,729 (25.1)	80,035 (28.4)	— (8.5)
総数 (構成比)	300,695 (100)	302,799 (100)	297,797 (100)	295,156 (100)	293,536 (100)	281,531 (100)	— (100)

※ 年齢不詳人口を除く。

〔出典：国勢調査〕

③ 人口の将来推計

令和6年（2024年）8月に推計した本市の将来人口をみると、今後も高齢化率（総数に占める65歳以上の割合）の上昇が見込まれます。

（単位：人）

区分	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総数	283,056	274,458	264,655	253,833	242,161	229,998
15歳未満	30,833	28,167	26,670	25,046	23,691	22,180
15～64歳	166,964	158,400	148,254	135,835	124,783	115,661
65歳以上	85,259	87,891	89,731	92,952	93,687	92,157
高齢化率(%) 65歳以上人口／総数	30.1	32.0	33.9	36.6	38.7	40.1
参考 75歳以上	48,004	52,193	54,322	55,405	55,865	58,319
男性	133,586	129,368	124,546	119,237	113,675	107,966
女性	149,470	145,090	140,109	134,596	128,486	122,032

〔出典：盛岡市総合計画基本構想〕

第1部 基本的な考え方
第2章 地域福祉を取り巻く状況

(3) 本市の世帯類型

① 世帯の家族類型

本市における世帯の家族類型の割合をみると、夫婦のみ世帯、男親と子供世帯、女親と子供世帯、非親族世帯と単独世帯が増加していることが分かります。

区 分	一 般 世 帯 数(世帯)				構 成 比 (%)				増 加 率 (%)		
	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	令2 (2020)	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	令2 (2020)	平17 ~22	平22 ~27	平27 ~令2
総 数	118,989	124,803	129,128	130,446	100.0	100.0	100.0	100.0	4.9	△0.0	1.0
親族世帯	77,759	77,688	78,155	76,554	65.3	62.2	60.5	58.7	△ 0.1	0.6	△ 2.0
核家族世帯	63,615	64,422	66,640	66,677	53.5	51.6	51.6	51.1	1.3	1.2	0.1
夫婦のみ	21,196	22,334	24,336	25,315	17.8	17.9	18.8	19.4	5.4	5.9	4.0
夫婦と子供	32,214	30,971	30,823	29,216	27.1	24.8	23.9	22.4	△ 3.9	△ 4.2	△ 5.2
男親と子供	1,195	1,273	1,326	1,460	1.0	1.0	1.0	1.1	6.5	11.4	10.1
女親と子供	9,010	9,844	10,155	10,686	7.6	7.9	7.9	8.2	9.3	10.4	5.2
その他の親族世帯	14,144	13,266	11,515	9,877	11.9	10.6	8.9	7.6	△ 6.2	△ 2.0	△ 14.2
夫婦と親	2,270	2,331	2,232	2,054	1.9	1.9	1.7	1.6	2.7	6.0	△ 8.0
夫婦と子供、親	6,701	5,773	4,560	3,776	5.6	4.6	3.5	2.9	△ 13.8	△ 8.9	△ 17.2
その他	5,173	5,162	4,723	4,047	4.3	4.1	3.7	3.1	△ 0.2	4.7	△ 14.3
非親族世帯	812	1,252	1,042	1,125	0.7	1.0	0.8	0.9	54.2	40.5	8.0
単独世帯	40,418	45,863	49,931	52,767	34.0	36.7	38.7	40.5	13.5	△ 1.8	5.7
(再掲) 母子世帯	1,969	2,039	2,128	1,809	1.7	1.6	1.6	1.4	3.6	14.7	△ 15.0
(再掲) 父子世帯	180	173	188	154	0.2	0.1	0.1	0.1	△ 3.9	4.0	△ 18.1
(再掲) 三世代同居	10,007	9,152	7,546	6,135	8.4	7.3	5.8	4.7	△ 8.5	△ 4.1	△ 18.7

区 分	一般世帯人員(人)				構 成 比 (%)				増 加 率 (%)		
	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	令2 (2020)	平17 (2005)	平22 (2010)	平27 (2015)	令2 (2020)	平17 ~22	平22 ~27	平27 ~令2
総 数	290,195	290,046	288,185	279,807	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.1	△ 1.8	△ 2.9
親族世帯	248,145	241,158	235,702	224,404	85.5	83.1	81.8	80.2	△ 2.8	△ 2.0	△ 4.8
核家族世帯	183,657	182,245	186,305	183,583	63.3	62.8	64.6	65.6	△ 0.8	△ 1.2	△ 1.5
夫婦のみ	42,423	44,668	48,672	50,630	14.6	15.4	16.9	18.1	5.3	5.8	4.0
夫婦と子供	116,809	111,358	110,882	104,806	40.3	38.4	38.5	37.5	△ 4.7	△ 5.4	△ 5.5
男親と子供	2,773	2,852	2,976	3,244	1.0	1.0	1.0	1.2	2.8	11.3	9.0
女親と子供	21,652	23,367	23,775	24,903	7.5	8.1	8.2	8.9	7.9	9.1	4.7
その他の親族世帯	64,488	58,913	49,397	40,821	22.2	20.3	17.1	14.6	△ 8.6	△ 4.3	△ 17.4
夫婦と親	7,376	7,544	7,215	6,618	2.5	2.6	2.5	2.4	2.3	5.9	△ 8.3
夫婦と子供、親	34,800	29,550	23,103	17,671	12.0	10.2	8.0	6.3	△ 15.1	△ 10.7	△ 23.5
その他	22,312	21,819	19,079	16,532	7.7	7.5	6.6	5.9	△ 2.2	4.1	△ 13.3
非親族世帯	1,632	3,025	2,552	2,633	0.6	1.0	0.9	0.9	85.4	39.4	3.2
単独世帯	40,418	45,863	49,931	52,767	13.9	15.8	17.3	18.9	13.5	△ 1.8	5.7
(再掲) 母子世帯	5,040	5,216	5,366	5,072	1.7	1.8	1.9	1.8	3.5	14.4	△ 5.5
(再掲) 父子世帯	468	424	466	444	0.2	0.1	0.2	0.2	△ 9.4	2.9	△ 4.7
(再掲) 三世代同居	51,952	46,548	37,525	29,762	17.9	16.0	13.0	10.6	△ 10.4	△ 6.0	△ 20.7

〔出典：国勢調査〕

※ 平成22年から「親族世帯」は「親族のみの世帯」、「非親族世帯」は「非親族を含む世帯」に世帯類型が変更された。

② 65歳以上世帯の世帯類型

65歳以上の方を含む世帯のうち、一般世帯は減少傾向にあり、65歳以上のみ世帯（ひとり暮らし、夫婦のみ）は、増加を続けています。令和5年（2023年）5月末時点で、65歳以上のひとり暮らしの方は15,674人であり、全世帯のうちおおむね9世帯に1世帯の割合となっています。

（単位：上段 人、下段 %）

区 分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
一般世帯 (構成比)	37,116 (47.7)	36,968 (46.8)	36,706 (46.0)	36,444 (45.3)	35,797 (44.4)
65歳以上のみ世帯 (構成比)	39,707 (51.1)	41,121 (52.1)	42,247 (52.9)	43,193 (53.7)	43,270 (53.7)
ひとり暮らし	13,731	14,362	14,825	15,226	15,674
夫婦のみ	20,868	21,664	22,302	22,760	22,808
その他	5,108	5,095	5,120	5,207	4,788
施設入所 (構成比)	910 (1.2)	882 (1.1)	871 (1.1)	823 (1.0)	1,564 (1.9)
合 計 (構成比)	77,733 (100)	78,971 (100)	79,824 (100)	80,460 (100)	80,631 (100)
参考：世帯総数 (令和6年5月末時点)	136,060 世帯	136,894 世帯	137,803 世帯	138,322 世帯	138,799 世帯

〔出典：65歳以上世帯類型調査※、住民基本台帳〕

※ 65歳以上世帯類型調査

65歳以上の方を含む世帯を対象として、世帯類型の調査を通じ、65歳以上の方の世帯の実態調査等を目的に毎年6月に民生委員・児童委員を調査員として実施している。

令和5年度から、「施設入所」の対象施設を有料老人ホーム等に拡大したことから、施設入所者数が大きく増加した。

2 第2期地域福祉計画の取組の成果

(1) 重点的な取組の成果

① 多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業の取組

平成28年度（2016年度）からの3年間、複合的な課題を抱える者に対する包括的な支援を行うため、様々な視点から事業を共に考える相談支援包括化推進員を配置して、多職種による包括的な支援の体制づくりを進めました。また、地域福祉コーディネーターの配置や困りごと相談会の開催などにより、相談を受け止める体制の充実を図りました。

② 地域力強化推進事業の取組

平成29年度（2017年）からの3年間、住民が身近な圏域において、主体的に地域課題を把握し、地域課題解決の担い手の養成や問題解決を図る取組を、市内3地区で実施しました。みたけ地区、築川地区ではボランティアによる新たな活動が実施され、また、杜陵地区ではマンションサミット等が開催されるなど、それぞれの地域の中でのつながりが生まれ、新たな交流の場が構築されました。

③ 重層的支援体制整備事業の取組

多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業と地域力強化推進事業の取組を踏まえて、令和3年度（2021年度）は「移行準備事業」に取り組み、庁内関係部署や関係機関と意見交換を行いながら、事業に対する理解を深めるとともに顔の見える関係づくりを進め、令和4年度（2022年度）からは「重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、属性や世代を問わない分野横断的な支援を行っています。

④ 生活困窮者支援推進のための「盛岡市くらしの相談支援室」の開設

平成27年度（2015年度）から市役所内丸分庁舎に「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、様々な生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的・経済的自立に向けた、個別的、包括的、継続的な支援を推進しています。

⑤ 地域福祉人材育成等事業の取組

平成29年度（2017年）からの3年間、高校生や大学生などの若者を対象に地域福祉課題にかかわる実践的な連続する講座を実施することで、若者の愛

郷心を育む場を創りながら、地域福祉活動の活性化と担い手の育成を推進しました。

⑥ 地方再犯防止推進モデル事業の取組

平成30年度（2018年）からの3年間、更生施設出所者等の再犯の防止に向け、市民フォーラムの開催や、支援者に対してのアンケート調査、福祉施設に対しての居場所創出の研修会を実施したほか、犯罪をした者等への住居や居場所の確保などの支援を行い、これらの実践的な取組とその効果を検証しながら、令和3年（2021年）3月に「盛岡市再犯防止推進計画」を策定しました。

⑦ 災害時要配慮者避難体制の整備

令和3年度（2021年度）の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画作成が自治体の努力義務となりました。本市では法改正以前から取り組んでいたこともあり、個別避難計画の作成率は令和6年（2024年）3月末現在で36.4%、9,210人となっています。

福祉避難所等の確保のための「災害時における避難支援に関する協定」については、令和6年（2024年）3月末現在で36団体48施設と協定を締結しています。平成27年（2015年）4月の綱取地区林野火災や平成30年（2018年）9月の台風第24号、令和元年（2019年）10月の台風第19号では、協定に基づいて「要配慮者の避難支援」や「福祉避難所の開設」が行われました。

【総括】

各分野の福祉制度に基づいた福祉サービスの充実により、支援を必要とする人が確実にサービスを受けられる仕組みづくりが進められました。また、複合化・複雑化・深刻化する市民ニーズに対応するため、制度に基づいたフォーマルな福祉サービスと、地域における見守りなどのインフォーマルな福祉サービスをコーディネートし、多機関と連携しながら分野横断的なケアマネジメントを推進する重層的支援体制の構築も進んでいます。

モデル事業等に取り組んだ地域ではボランティア団体の活動がその後も継続されるなど、地域づくりにつながる取組が行われています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会活動や地域活動が制限された期間があったことで、住民の意識等も変化しており、活動を継続するための工夫や見直しが求められています。

(2) 基本目標ごとの振り返り

基本目標1 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

「地域トータルケアシステムの構築」、「社会的孤立の防止」や「生活困窮者の支援の推進」においては、地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの増加や相談を受け止めて支援に繋げる重層的支援体制の整備、ライフライン事業者等との地域において支援を必要とする者の把握に関する協定の締結件数の増加により、社会的孤立の積極的な把握と支援に努めました。

また、地域福祉に関するアンケート調査においては、10年前と比較して福祉サービスの充実や質の向上、相談体制の充実が進んだと回答した人の割合は目標値には届いていませんが増加しています。

① 地域トータルケアシステムの構築

ア 分野横断的なケアマネジメントの充実・強化

地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターは増加しています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「相談・支援機関等における地域福祉コーディネーター数」(↑※)	—	3人	7人	8人
業務統計「相談・支援機関等における生活支援コーディネーター数」(↑)	—	8人	11人	12人
【参考】業務統計「民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数」	17,778件	18,201件	14,849件	—

※ 成果指標の各項目のカッコ内の矢印の向きは、目標値の方向性を示します。
(以下同じ。)

イ 社会的孤立の防止

協定を締結している法人数は増加しており、目標値を超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数」(↑)	32団体	39団体	47団体	40団体

ウ 生活困窮者支援の推進

生活保護受給世帯から自立した世帯の割合は、中間値では増加したものの、その後、減少し目標値には届いていません。生活困窮者の自立支援相談の解決率は目標値を超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「生活保護受給世帯から自立した世帯の割合（死亡・移管・失踪等を除く）」（↑）	5.7%	5.9%	5.7%	6.0%
業務統計「生活困窮者の自立支援相談の解決率」（→）	—	36.1%	79.7%	30.0%

② 福祉サービスの基盤整備

ア サービスの充実と質の向上

地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの充実」について進んだと回答した人の割合（↑）	27.9%	24.9%	34.9%	38.0%
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合（↑）	24.3%	21.0%	28.6%	34.5%

イ 福祉に関連する事業の育成

地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関連する事業の育成」について進んだと回答した人の割合（↑）	19.1%	17.5%	26.3%	29.0%
【参考】経済センサス「福祉分野の事業所数」※	382事業所	573事業所	686事業所	—

※ 開始値は平成24年、中間値は平成28年、現状値は令和3年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計。

③ サービス利用を支援するシステムの構築

ア 相談体制の充実

地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.4%	20.5%	29.0%	34.5%
【参考】業務統計「民生委員・児童委員への相談・支援件数」	18,663件	16,195件	16,001件	—
【参考】業務統計「地域包括支援センター、介護支援センター等への相談件数」	21,052件	18,439件	30,607件	—

イ 相談・苦情対応の推進

地域福祉に関するアンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答した人の割合は目標値に届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「サービスの内容に不満や疑問を感じた場合のその対応についてサービスを受ける側なので、諦めた」と回答した人の割合(↓)	38.6%	31.9%	37.9%	28.5%

ウ 権利擁護事業の推進

地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した権利擁護事業の推進」について進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。「日常生活自立支援事業の実利用者人数」は増加しており、目標値を超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した権利擁護事業の推進」について進んだと回答した人の割合(↑)	15.5%	14.5%	18.1%	25.5%
業務統計「日常生活自立支援事業の実利用者人数」(↑)	169人	164人	224人	220人

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
【参考】業務統計「成年後見制度に関する相談件数」※1	198件	532件	1,134件	—
【参考】業務統計「虐待に関する実相談件数」※2	262件	262件	553件	—
【参考】業務統計「消費者被害件数」※3	14件	12件	4件	—

※1 長寿社会課調べによる集計値

※2 障がい者、児童、高齢者の虐待に関する相談件数（実件数）を集計

※3 盛岡東警察署調べによる盛岡市内におけるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、ギャンブル必勝法詐欺、金融商品等取引詐欺の被害の合計件数

④ 情報提供体制の整備

ア 情報提供体制の整備

地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合（↑）	22.6%	18.6%	30.4%	32.5%
【参考】業務統計「盛岡市ホームページウェブもりおか（福祉・保健関係）への訪問者数」	699,846件	1,012,275件	1,501,936件	—
【参考】業務統計「盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数」	27,111件	37,510件	95,977件	—

基本目標2 共に支え合うことができる地域環境づくり

「日常生活の支え合い体制整備」では新型コロナウイルス感染症の影響や社会活動のあり方等の変化により、地域におけるサロン設置数は減少傾向にあります。

「災害時の支え合い体制整備」では、個別避難計画に地域支援者を登録している避難行動要支援者の割合が前回調査を下回り、町内会長等への個人情報提供に同意した避難行動要支援者の割合は横ばいとなっています。

① 協働による生活支援体制の整備

ア 日常生活の支え合い体制整備

「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」「地域支え合いマップ作成数

（累計）」「地域におけるサロン設置数（累計）」は、いずれも目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」（↑）	986人	917人	910人	1,200人
業務統計「地域支え合いマップ作成数（累計）」（↑）	170か所	211か所	214か所	230か所
業務統計「地域におけるサロン設置数（累計）」（↑）	169か所	217か所	198か所	230か所
【参考】業務統計「老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等利用者数」	1,418,460人	1,357,089人	1,124,778人	—

イ 災害時の支え合い体制整備

「避難行動要支援者のうち、町内会長等への情報提供に同意した人の割合」「避難行動要支援者で個別避難計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」「自主防災隊の結成率」は、いずれも目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「避難行動要支援者のうち、町内会長等への情報提供に同意した人の割合」（↑）	48.6%	38.5%	39.9%	52.0%
業務統計「避難行動要支援者で個別避難計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」（↑）	50.9%	49.1%	43.2%	60.0%
業務統計「自主防災隊の結成率」（↑）※	78.5%	89.8%	93.1%	100.0%

※ 自主防災隊の結成率＝自主防災組織に加入している世帯数÷市内世帯数×100

② 地域における福祉活動の推進

ア 地域福祉活動への参加の促進

まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と回答した人の割合」は減少しており、目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と回答した人の割合」（↑）	46.5%	44.4%	38.3%	56.5%

イ 世代間交流の促進

「世代間交流事業参加者数」は減少しており、目標値には届いていません。
「高齢者ふれあいの会参加者数」は目標値を超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「世代間交流事業参加者数」 (↑)	7,011人	5,695人	5,770人	8,000人
業務統計「高齢者ふれあいの会参加者数」 (↑)	4,856人	8,628人	6,115人	5,500人

③ 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

ア ボランティア・NPO活動の支援

「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」は減少しており、目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」 (↑)	131団体	138団体	113団体	140団体

イ 企業の社会貢献活動の促進

「赤い羽根共同募金の法人募金」、まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合(20～50歳代)」は減少しており、いずれも目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「赤い羽根共同募金の法人募金」 (↑)	4,192,346円	4,082,186円	3,214,142円	5,000,000円
まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合(20～50歳代)」 (↑)	36.4%	35.9%	21.4%	46.4%

④ 生活環境の整備

ア ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進

地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した生活環境の整備」が進んだと回答した人の割合は減少しており、目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した生活環境の整備」が進んだと回答した人の割合(↑)	37.8%	33.4%	34.2%	48.0%

基本目標3 地域福祉を担うひとづくり

「人材の育成」では、認知症サポーター養成講座などの地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数が、関心の高まりとともに増加する一方で、ボランティア登録者数は減少傾向で推移しています。地域福祉に関するアンケート調査では、10年前と比較して地域福祉に関連する人材育成の取組が進んだと回答した人の割合は増加しています。

① 人材の育成

ア 地域福祉活動に関連する人材の育成

「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」は目標値を超えています。地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組」が進んだと回答した人の割合」は、増加したものの目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」(↑) ※	1,505人	3,419人	1,917人	1,700人
地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した地域福祉に関連する人材の育成の取組」が進んだと回答した人の割合」(↑)	15.3%	13.4%	16.5%	25.5%

※ 開始値は平成25年度の認知症サポーター養成講座の受講者数の実績。目標値には平成26年度以降に実施している地域福祉中核人材育成事業や市民後見に関する講座の参加者などを含めた設定になります。

イ ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」「ボランティア養成研修事業等参加者数」は、いずれも減少し目標値を下回っています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」(↑)	11,481人	11,132人	10,500人	12,000人
業務統計「ボランティア養成研修事業等参加者数」(→)	145人	79人	62人	150人
【参考】業務統計「認知症サポーター養成講座修了者」(延べ人数)	8,287人	21,120人	30,269人	—

ウ 社会福祉事業に関連する人材の育成

「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」は、目標値を大きく超えています。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」(↑)	19人	71人	85人	40人
【参考】経済センサス「福祉分野の従事者数」※	6,753人	9,306人	10,704人	—

※ 開始値は平成24年、中間値は平成28年、現状値は令和3年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業の民営事業所の合計。

② 福祉意識の醸成

ア 福祉教育の推進

地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した福祉教育の推進」が進んだと回答した人の割合、「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」は、いずれも目標値には届いていません。

指 標	開始値 (平成25年度)	中間値 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)
地域福祉に関するアンケート「10年前と比較した福祉教育の推進」が進んだと回答した人の割合(↑)	18.4%	20.6%	20.5%	30.0%
業務統計「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」(↑)※	119人	89人	48人	150人

※ 開始値は高校生ボランティアスクール参加者数、現状値は、高校生ボランティアスクール及び人材育成講座の高校生向け連続講座参加者数の合計。

3 地域福祉ワークショップ等での意見

令和5年度に実施した地域福祉ワークショップ（資料編 57 ページ）や、地域福祉に関するアンケート調査結果（資料編 66 ページ）等をもとに、地域福祉分野における地域のニーズや課題に関する市民の意見を次のとおり整理しました。

① 近所付き合いや世代間交流の重要性

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面を基本として実施してきた活動の多くが中止を余儀なくされ、活動の再開や近所付き合いの再生などの必要性を挙げる声が多くありました。年代・属性を問わず多様な人を巻き込んだ活動が求められる一方で、交流を望まない人への関わり方など、価値観の多様化に配慮した対応を求める意見も出ており、インターネット等の新たなコミュニケーション手段の活用についての意見もありました。

アンケート調査でも、世代間交流が後退したという意見が多く、安心して生活していくためには日常的な隣近所との関係づくりが重要だという意見が多くありました。

② 除雪、買い物、通院、ごみ捨てなどの日常生活支援ニーズの増加

住民の高齢化や高齢者のみ世帯の増加を背景に、除雪・草刈り作業やごみ捨てが困難な状況が増えたことにより、地域内のボランティアによる取組も多く見受けられました。除雪、買い物、通院、ごみ捨てなどの日常生活支援の充実を望む意見が出されています。

③ 地域での避難支援、見守り体制の強化

地域における防災の取組として、防災組織への理解と災害時の円滑な避難行動や、適切な避難所の利用に向けた地域住民への意識啓発が課題として挙げられています。アンケート調査では、日常的な隣近所との関係づくりと災害時に安全に避難できる仕組みづくりが重要な取組として挙げられており、住民同士の普段からの関係づくりが災害時の支え合いに深く結びついていると考えられます。

また、ひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加しており、安否確認や見守り、孤独死の防止、相談できる場づくり、高齢者同士の支え合いの必要性などの課題が挙げられています。

④ 生活環境の整備と新たな社会資源の活用への期待

こどもが遊べる公園の整備、交通量が多く危険な箇所への信号機の設置や交通事故の不安を軽減するための街灯の設置を求める声が寄せられています。また、空き家については各地域において問題が指摘されており、リフォームによる移住者受入れなど積極的な活用を求める意見もありました。

⑤ 地域活動を支えている人の高齢化と担い手不足が深刻化

町内会・自治会等の地域活動の担い手の減少や役員等の後継者不足等が挙げられており、次世代の担い手の確保や育成が課題となっています。また、地域活動を継続していくため、役員等を輪番制にすることや、活動内容の軽減化・効率化など、活動の見直しの必要性についての意見が挙げられました。

アンケート調査では、事業者やNPOとの協働の必要性について、肯定する意見が多くみられました。

⑥ 福祉教育、ボランティア活動の推進

未来を担うこどもたちへの福祉教育については、家庭や学校教育、地域活動など、様々な場面での学びの機会がこれからも必要との意見がありました。

また、ボランティア活動に参加したきっかけとしては、自分のために必要な活動だからという意見が多くありました。

⑦ 分野横断的な相談支援のさらなる充実

各分野における福祉サービスの充実が図られる中で、複雑化、複合化あるいは深刻化する福祉課題に対応するために、分野別の支援体制を越えた重層的な支援体制の充実も求められています。

また、生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）から、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を統合的に展開するコミュニティ・ソーシャルワークが必要とされています。今後においても、フォーマルな支援とともに、地域の中での見守りや受け入れ体制を整えていくインフォーマルな支援と地域づくりの展開が重要です。

⑧ 権利擁護事業の推進

盛岡広域成年後見センターの設置により成年後見制度の利用促進が図られ、寄せられる相談は増えていますが、経済的な理由で利用できないことや制度の利用開始までに時間を要することなどから、多くは制度を活用するまでに至っていない状況です。

4 重点的に取り組む必要がある課題等

第2期地域福祉計画策定以降の社会の変化や第2期地域福祉計画の取組の成果、地域福祉ワークショップ等より把握した課題のほか、直近の法整備等（資料編73ページ）の状況を踏まえ、今後、重点的に取り組む必要がある課題等を次のとおり取りまとめました。

① 日常生活における支え合い

少子高齢化が急速に進行し、社会活動のあり方等が変化する中、身近な地域課題の解決には、住民自らの参加と支え合いに期待が寄せられています。しかし、地域においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、隣近所付き合いが希薄化しているという声があり、活動の再開や近所付き合いの再生などの必要性が挙げられています。

また、若者に活動への参加をどう促すかという点は市内共通の課題となっています。年代・属性を問わず多様な人を巻き込んだ活動が求められる一方で、交流を望まない人への関わり方など、価値観の多様化に配慮した対応を求める声もあります。

地域福祉ワークショップでは、高校生から子育て支援・高齢者支援に対する提案もあり、機会があれば地域社会に関わろうとする気持ちがあることも確認できました。今後は、日常的な隣近所との関係づくりを推進しながら、世代間交流事業などにより若者への働きかけを積極的に進めていくことが必要です。

② 災害時における支え合い

個人情報保護制度により、民生委員・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握しにくくなっている実態が指摘されており、災害時など緊急時に備えた支え合い体制の構築が課題となっています。また、防災の取組の課題として、防災組織への理解と災害時の円滑な避難行動、適切な避難所の利用に向けた地域住民への意識啓発も挙げられています。

アンケート調査でも、地域との関わりと災害時の支え合いが深く結びつく結果となっていることから、地域の防災訓練など互いに知り合う機会を増やす具体的な取組の支援や、地域活動への参加を促す啓発活動等の取組を進める必要があります。

また、災害時避難行動要支援者の個別避難計画の作成率は、令和6年（2024年）3月末現在で36.4%となっていますが、多くの対象者が「健康だから」

「近くに家族がいるから」などの理由で未作成となっています。今後は、個別避難計画の作成を希望しない方にも積極的に制度趣旨を説明して作成を働きかけるなど、災害時に地域で支え合える体制づくりを推進する必要があります。

③ ボランティア活動等の推進

地域福祉ワークショップでは、高齢化が進行する中で、除雪に限らず、買い物や通院、草刈り、ごみ捨てといった日常生活を支援する体制の構築が必要との声がありました。日常生活での課題については、地域の支え合いとして、地域内のボランティアが活動している取組事例も見受けられることから、地域の担い手を育成する観点からも、ボランティア活動を推進する必要があります。

また、地域では高齢者サロンの取組が進み、平成25年度（2013年度）の169箇所から令和5年度（2023年度）は198箇所に増加しています。今後は、高齢者に限らず、子育て世帯等も対象にしたサロン活動や買い物支援といった複合的なサポートも含めて地域で取り組めるよう、啓発や支援を行っていく必要があります。

このほか、日常生活における課題を発見する場として、身近な場所を「居場所」として活用することへの期待が寄せられています。地域で支え合う環境づくりを進める上では、集会施設や身近な居場所づくりが欠かせないことから、地域に増えてきた空き家等の活用も含め検討する必要があります。

④ 地域福祉を推進する人材の育成

地域福祉の推進には、福祉に関する意識をもった人材を広く地域の中に育成していくことが求められます。地域福祉ワークショップやアンケート調査では、高齢化の進行による担い手の減少や役員等の後継者不足など、地域の福祉を支える人材の確保が課題として挙げられました。

このような地域活動を担う人材の世代交代を円滑に進めるためにも、生涯の各ライフステージにおいて、誰もが住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活する地域共生の考え方に触れる機会を設け、赤い羽根共同募金や青少年赤十字活動を通じた体験や、ボランティア活動等の主体的な実践活動につなげていく必要があります。

また、困りごとを抱えた方々を支援するため、専門的な視点から幅広く社会資源をコーディネートする地域福祉コーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー、CSW）等を育成する必要があります。

⑤ 多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応

社会経済環境や人口構造の変化、家族のあり方や暮らし方の変容に伴い、高齢者、障がい者、こども、生活困窮など既存の福祉制度の狭間で生活に困難を抱える方が顕在化するなど、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、国においては、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）、「こども基本法」（令和4年法律第77号）、「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）等の法整備が進められています。

地域においては、民生委員・児童委員への相談件数はほぼ横ばいで推移していますが、高齢者の相談の受け手となる地域包括支援センターや介護支援センターへの相談件数は大幅に増加しています。

生活に困難を抱える方や社会的孤立といった制度の狭間にある新たな課題については、表面化していないケースも多いとみられ、今後も地域住民によるインフォーマルなサービスの拡充と合わせ、多様な相談に対応できる分野横断的な支援の充実を図り、重層的に支援できる体制の整備をより一層推進していく必要があります。

第3章 第3期地域福祉計画の方針

1 基本理念(将来像)

みんながつながり 互いに認め支え合う
やさしさにあふれるまち

多様な主体の協働の下に、「自助・共助・公助」が相まって、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、社会的孤立や社会的排除をなくし、みんながつながり誰もが役割を持ちながら、互いの個性や尊厳を認め支え合い、誰一人取り残すことなく住み慣れた地域で暮らし続けられる、やさしさにあふれるまち（地域共生社会）の実現を目指します。

この基本理念の実現に向けて、次に掲げる基本目標と具体的な取組事項に基づき、地域福祉の推進に関する諸施策を展開します。

また、この基本理念のもとで、保健福祉分野の各個別計画に基づく施策が相互に連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図ります。

2 基本目標

(1) 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識をもち、住み慣れた地域で誰もが尊重され、自分らしく、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

【具体的な取組事項】

- ・ つながりを大切にした支援の仕組みづくり **重点**
- ・ 地域における福祉活動の推進
- ・ 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援
- ・ 安全に生活できる環境の整備

(2) 地域の福祉を共に創るひとづくり

多様化する地域の支援ニーズに対応するため、地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉を共に創るひとづくりを推進します。

【具体的な取組事項】

- ・ 地域福祉を推進する人材の育成 **重点**
- ・ 福祉への関心を育む取組の推進

(3) 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

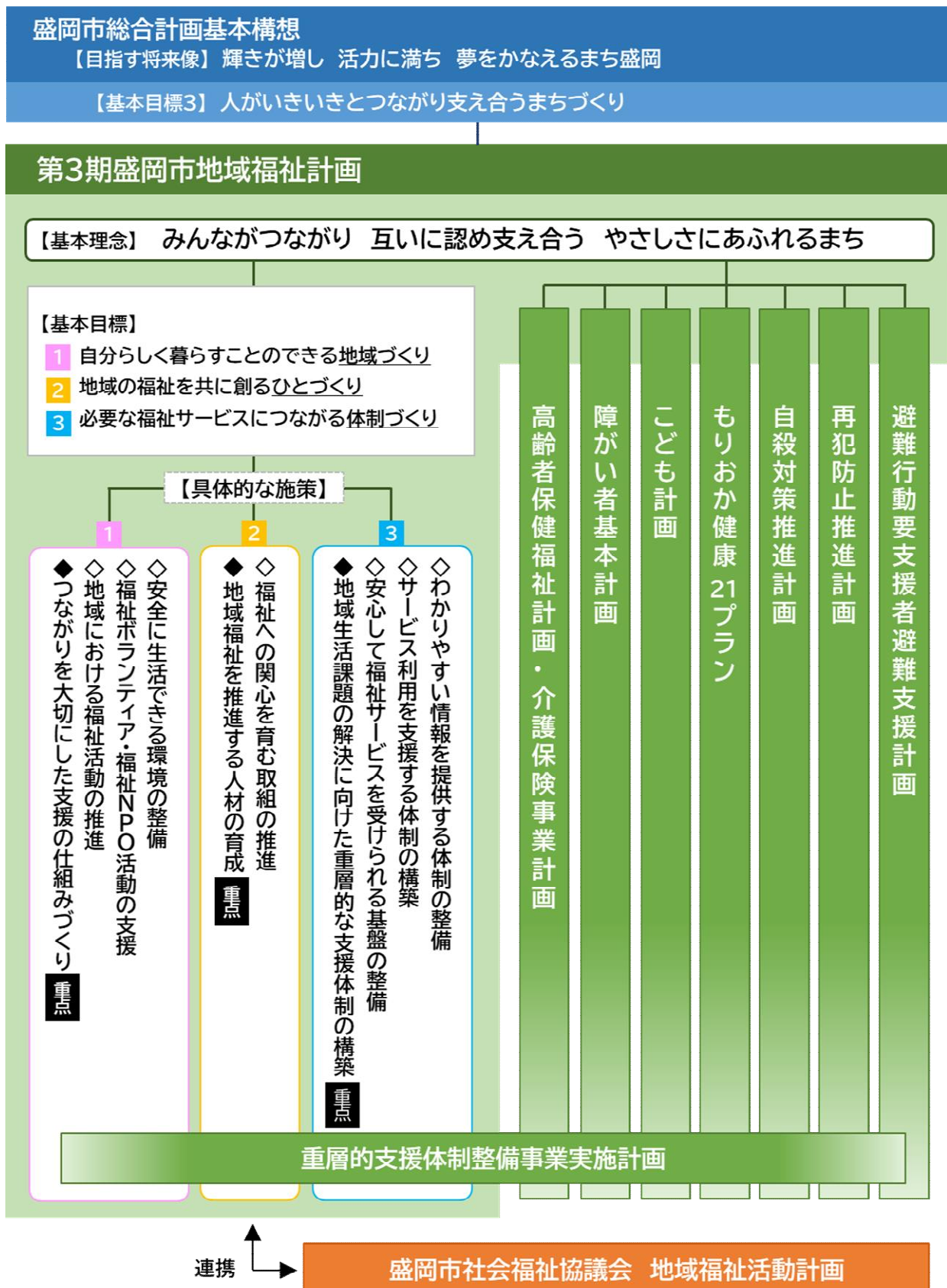
支援を必要とする人が、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの適切な福祉サービスにつながるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい体制づくりを推進します。

【具体的な取組事項】

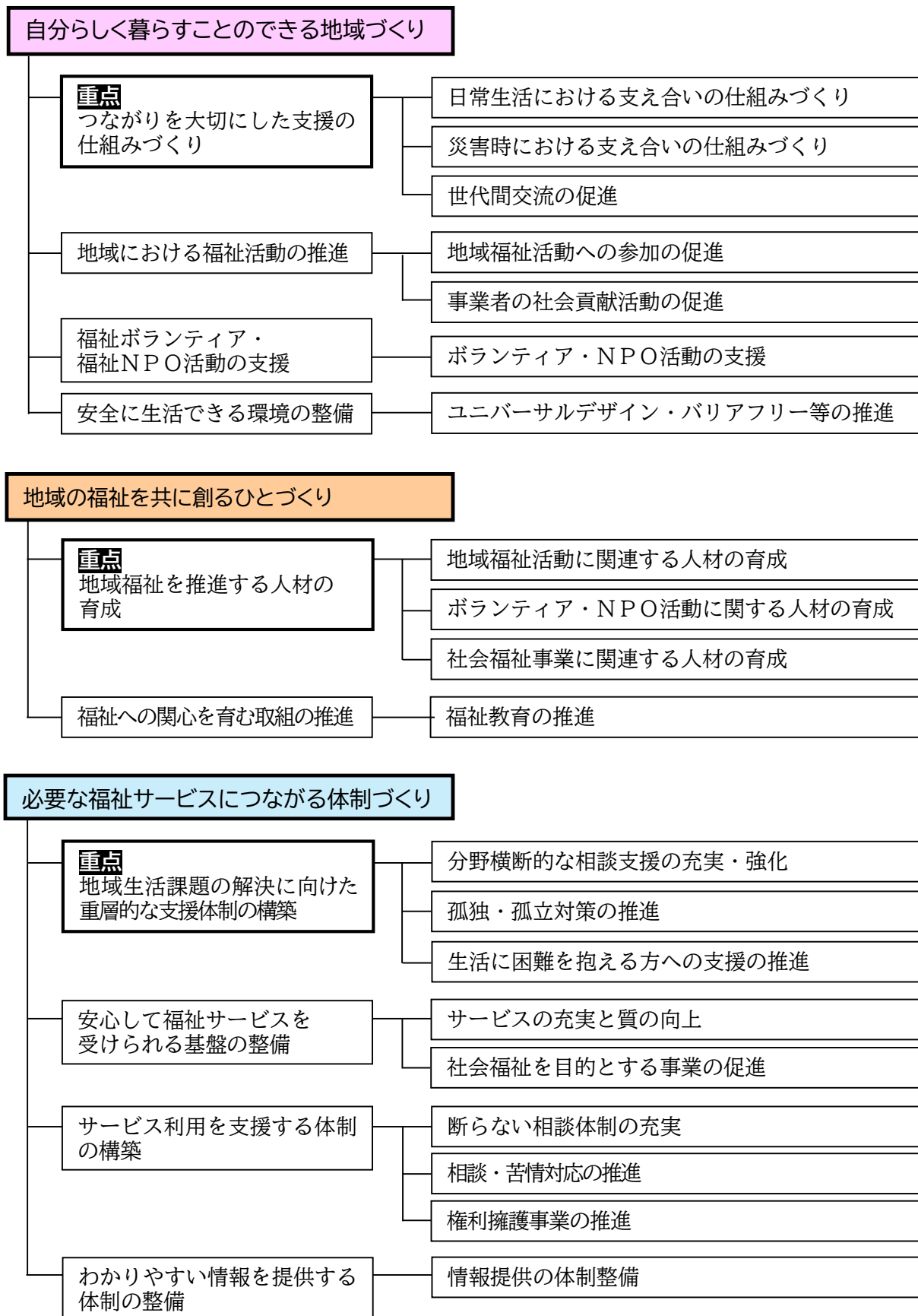
- ・ 地域生活課題の解決に向けた重層的な支援体制の構築 **重点**
- ・ 安心して福祉サービスを受けられる基盤の整備
- ・ サービス利用を支援する体制の構築
- ・ わかりやすい情報を提供する体制の整備

※ 各基本目標に掲げる具体的な取組事項のうち、現状と課題を踏まえ特に重点的に取り組む必要がある事項には「**重点**」と表示しています。

【参考】計画体系のイメージ



3 施策の体系



第2部

施策の展開

第1章 自分らしく暮らすことのできる地域づくり

一人ひとりが地域の一員として、共に支え合う意識をもち、住み慣れた地域で誰もが尊重され、自分らしく、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

1 つながりを大切にした支援の仕組みづくり **重点**

(1) 日常生活における支え合いの仕組みづくり

現状と課題

- ◆ 令和5年（2023年）に、孤立、孤独に悩む人を誰一人取り残さない社会を目指して「孤独・孤立対策推進法」が制定され、令和6年（2024年）9月に閣議決定された高齢者対策大綱においては、ひとり暮らし高齢者の増加等に対応できる環境の整備として、身寄りのない高齢者等への支援の充実の必要性が指摘されています。ひとり暮らし世帯や高齢者だけの世帯は増加していることから、安否確認や見守り、孤独死の防止、相談できる場づくりなど高齢者同士による支え合いの仕組みづくりも求められています。
- ◆ 本市では、老人福祉センターなどを拠点とした地区福祉推進会を中心に、民生委員・児童委員、シルバーメイト、地域住民による見守り活動など地域における支え合い活動が積極的に行われており、少子高齢化が急速に進行し、社会活動のあり方等が変化する中、住民自らの参加と支え合いによる地域課題の解決に、より一層の期待が寄せられています。
- ◆ 第1期計画から推進してきたサロン活動は増加傾向にあり、地域で交流の場を設けることで、近隣での助け合いを育むというサロン活動の重要性への理解が各地域で浸透しつつあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会活動や地域活動が制限された期間があったことで、住民の意識等も変化していることから、活動を継続するための工夫や見直しが求められています。また、高齢者に限らず、子育て世帯等も対象にしたサロン活動や買い物支援といった複合的なサポートも含め地域で取り組めるよう、啓発や支援を行っていく必要があります。
- ◆ 地域で支え合う環境づくりを進める上では拠点となる集会施設が必要であり、また、地域福祉ワークショップでは日常生活における課題を発見する場として身近な「居場所」の活用に期待する声が寄せられています。

施策の方向

- 地域課題の解決を進めるための重要な運営主体であり、市内32地区で活動を展開している地区福祉推進会と行政機関、市社会福祉協議会、圏域の地域包括支援センター、地区民生委員協議会、各学校、各団体の連携をより一層推進します。
- 地区福祉推進会を中心として、民生委員・児童委員、シルバーメイト、地域住民などによる見守り活動と支え合い体制の整備を引き続き推進します。
- 町内会・自治会単位の地域型のサロン活動や子育てなどテーマ型のサロン活動といった、地域で誰もが気軽に参加できる交流の場づくりを今後も支援します。
- 共に支え合うことができる地域環境づくりを進めるため、重層的支援体制整備事業における地域づくりの取組を通じて、地域に増えてきた空き家などの社会資源も活用しながら、拠点づくりや居場所づくりを支援します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「シルバーメイトのメイト数（見守る側）」（↑※）	986 人	910 人	1,000 人	1,100 人
業務統計「地域におけるサロン設置数（累計）」（↑）	169 箇所	198 箇所	215 箇所	230 箇所
【参考】業務統計「老人福祉センター、児童センター、地区活動センター等利用者数」	1,418,460 人	1,124,778 人	—	—

※ 成果指標の各項目のカッコ内の矢印の向きは、目標値の方向性を示します（以下同じ）。

(2) 災害時における支え合いの仕組みづくり

現状と課題

- ◆ 平成27年度（2015年度）に策定した避難行動要支援者避難支援計画に基づき、個別避難計画を作成した人には緊急時の持ち出し用の「あんしん連絡パック」を配付し、災害時における避難支援等を推進していますが、個人情報保護制度により、民生委員・児童委員や町内会・自治会等の役員が地域住民の状況を把握することが難しい実態が指摘されており、地域の防災訓練など、互いに知り合う機会を増やす具体的な取組の支援や災害等緊急時に備えた支え合い体制の構築が課題となっています。
- ◆ 市総合防災訓練においても、地域住民や社会福祉法人等の協力のもと、福祉避難所の開設・移送訓練や災害ボランティアセンターの開設訓練等を実施していますが、災害に備えた日頃の関係づくりが求められています。
- ◆ 避難行動要支援者における個別避難計画の作成率は、「健康だから」「近くに家族がいるから」などの理由から低い状況となっています。避難行動要支援者避難支援の実効性を高めるため、個別避難計画作成の推進と状況に応じた計画の更新、地域全体による防災訓練などの取組を支援する必要があります。
- ◆ 防災や災害時の円滑な避難行動に対する市民一人ひとりの意識の向上を図るとともに、自主防災組織の結成など地域の連携体制の構築がより一層進むよう、引き続き町内会・自治会等を通じた働きかけを行う必要があります。また、自主防災組織が結成されている地域においては、災害時に自主防災組織が有効に機能するよう、平時から取り組んでいく必要があります。

施策の方向

- 避難行動要支援者避難支援計画に基づき、市と地域等との協働の下、日常の支え合いの仕組みづくりと併せ、個別避難計画の作成や地域支え合いマップづくりなどを活かして、災害時における被災者の円滑な避難支援や被災者個々の被災状況に応じた包括的な支援につながる取組を進めます。
- 災害発生時における被害の軽減や早期復旧を図るために、災害ボランティアセンターや福祉避難所などの円滑な設置・運営ができるよう、より実践に即した避難訓練などを通じ、平時から市社会福祉協議会や福祉避難所等との連携を強化し、災害時にも活用できる体制づくりを推進します。
- 災害時に個別避難計画が活用されるよう、実効性のある個別避難計画を作成・更新するために関係部署との連携を強化します。
- 災害発生時の円滑な避難行動のため、地域住民への助け合いによる避難行動の重要性の意識啓発、自主防災組織等への避難行動要支援者情報提供同意者名簿の有効な活用方法の周知に努めます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「避難行動要支援者のうち、個別避難計画を作成した人の割合」(↑)	48.6%	36.4%	43.0%	50.0%
業務統計「避難行動要支援者で個別計画を作成している者のうち、地域支援者を登録している者の割合」(↑)	50.9%	43.2%	46.0%	50.0%
業務統計「自主防災隊の結成率」 ※ (↑)	78.5%	93.1%	96.5%	100.0%

※ 自主防災隊の結成率＝（自主防災組織に加入している世帯数）÷（市内世帯数）×100

(3) 世代間交流の促進

現状と課題

- ◆ 世代間交流事業への参加者数は伸び悩んでいます。年代・属性を問わず多様な人を巻き込んだ世代間交流事業の重要性を指摘する意見が多くあることから、日常的な隣近所との関係づくりを意識しながら、若者等の世代間交流事業への参加を働きかけていく必要があります。
- ◆ 交流を望まない人への関わり方など、価値観の多様化に配慮した対応を求める意見もあり、多様な主体の参加を促進するためには、新たなコミュニケーション手段の活用など、参加する側の意欲を高める工夫が必要です。

施策の方向

- 多様な世代や多職種の参加が促進されることにより、地域力の強化につながることから、地域住民だけでなく事業所等も含めた幅広い世代間交流の機会の創出に努めます。
- 多様な世代の参加を促進するため、インターネットを活用した世代間交流の機会の創出など世代間交流に参加しやすい環境づくりを進めます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「世代間交流事業参加者数」(↑)	7,011 人	5,770 人	6,500 人	7,000 人
業務統計「高齢者ふれあいの会参加者数」(↑)	4,856 人	6,115 人	6,700 人	7,300 人

2 地域における福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動への参加の促進

現状と課題

- ◆ 地域活動に参加した人の割合は減少傾向にありますが、地域活動の内容によっては参加したいと考える人もいることから、地域福祉活動を活性化するためには、活動に参加できる潜在的な層の掘り起こしが必要です。
- ◆ 町内会・自治会等の役員や地域住民の高齢化により、地域福祉活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 赤い羽根共同募金の実績は、平成19年度（2007年度）以降、全体として減少傾向にあり、福祉活動の財源不足による地域福祉活動の停滞が懸念されます。

施策の方向

- 年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが地域の一員として気軽に地域の活動に参加できるような環境づくりを促進するとともに、働き盛り世代が仕事と生活の調和を図りながら地域活動に参加できるよう、活動内容の周知啓発を行うなど企業等への働きかけを行います。
- 町内会・自治会等の地縁団体による持続的な地域活動が行われ、組織の活性化が図られるよう支援し、地域における福祉活動の重要性の理解を深めるため、関係機関・団体等と連携して、各種福祉活動等の周知啓発に努めます。
- 赤い羽根共同募金やふるさと納税等の寄附制度による地域福祉活動の財源確保のための取組を市公式ホームページ等により広く発信します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
まちづくり評価アンケート「地域のコミュニティ活動に参加したことがあると回答した人の割合」(↑)	46.5%	38.3%	44.0%	50.0%
地域福祉に関するアンケート「地域活動に参加したくない」と回答した人の割合(↓)	—	22.4%	20.0%	18.0%
【参考】業務統計「赤い羽根共同募金の戸別募金」	24,767,403 円	20,073,189 円	—	—
【参考】業務統計「ふるさと納税の寄附金額」	919,000 円	219,867,237 円	—	—

(2) 事業者の社会貢献活動の促進

現状と課題

- ◆ 「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）では、地域において、少子高齢化や人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスを充実させることを目的として、社会福祉法人には地域貢献が義務付けられており、福祉課題の解決に結びつける対応が必要となります。
- ◆ 近年における福祉課題に対する民間企業の社会貢献活動として、ひとり暮らし高齢者等の見守りや認知症高齢者のサポートなどが挙げられます。事業者は、様々な専門知識や施設などを有しており、地域福祉の推進における重要な担い手としても期待されることから、地域活動を活性化するために一層の参加が望まれます。

施策の方向

- 「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」の締結や地域の居場所としての施設の開放など、社会福祉法人の福祉課題に対応した地域貢献が広がるよう啓発に取り組みます。
- 民間企業の社会貢献活動に対する意識の高まりを今後も福祉課題の解決に結びつけるため、「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定」（見守り協定）の締結や認知症高齢者のサポートなど企業の特性を活かした協働事業のほか、赤い羽根共同募金への協力などによる企業の社会貢献活動を促進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「赤い羽根共同募金百貨店プロジェクト協力企業数」 (↑)	—	6 社	11 社	16 社
【参考】業務統計「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している施設数」	40 施設	48 施設	—	—
【参考】業務統計「赤い羽根共同募金の法人募金」	4,192,346 円	3,214,142 円	—	—

3 福祉ボランティア・福祉NPO活動の支援

(1) ボランティア・NPO活動の支援

現状と課題

- ◆ ボランティアを育成するため、市社会福祉協議会等が各種講座を開催しています。また、支援活動として各ボランティア団体への助成、情報の提供、福祉教育のための講師派遣、連絡調整などを行っていますが、ボランティアの交流、情報交換への参加人数は、減少傾向にあり、ボランティア団体・NPO活動における担い手の高齢化や担い手不足による活動の停滞が懸念されます。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービス、コミュニティビジネスなど、新しい社会資源の開発が求められていますが、保健・医療・福祉の増進を図る活動を行うNPO法人数、ボランティア団体数は減少傾向にあります。
- ◆ 日常生活での課題に対して、地域の支え合い活動の一環として、地域内のボランティアが活動している取組事例も見受けられることから、地域の担い手を育成する観点からも、ボランティア活動を推進する必要があります。

施策の方向

- 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催し、福祉活動や災害活動に対応できるボランティアの養成などを通して、引き続きボランティア・NPO活動を支援します。
- 地域における日常生活支援体制や重層的な支援体制を整備していく中で、ボランティア・NPO活動が効果的に行われるよう支援します。
- SNSの活用や各種イベント等の機会をとらえて、広くボランティアへの積極的な参加を呼びかける取組を行います。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「盛岡市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体登録数」(↑)	113 団体	113 団体	120 団体	130 団体
【参考】業務統計「盛岡市が所管しているNPO法人数」(↑)	—	121 法人	—	—

4 安全に生活できる環境の整備

(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進

現状と課題

- ◆ 市有施設のバリアフリー工事や点字ブロックの設置、オストメイト対応トイレの整備のほか、ひとにやさしい駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の推進を図るなど、バリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んできましたが、生活環境の整備が進んだと感じる人の割合は減少傾向であり、今後も生活環境の整備を推進する必要があります。
- ◆ 障がいのある人に対する差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を作ることと目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）（平成25年法律第65号）の改正により、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供については義務化されています。市社会福祉協議会においては、事業者や地域に対して、障がい者の生活のしづらさを理解するための研修等を行っていますが、障がい者や高齢者などが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるように、今後も、ユニバーサルデザインやバリアフリーなどハード面はもちろん、ソフト面においても、誰もが利用しやすい生活環境の整備を更に進める必要があります。

施策の方向

- 国が定めた法律や県の条例等関連法令との整合を図りながら、日常的に利用される施設等を中心にバリアフリーに配慮された施設の情報発信や環境整備の重要性について周知啓発するなど、ひとにやさしいまちづくりを推進します。
- 地域や企業などに対する障がい特性や必要な配慮についての普及啓発を、市社会福祉協議会と連携して実施するなど、障がいや社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に制限を受けることなく、安心して生活できる環境の整備に努めます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較したバリアフリー、 ユニバーサルデザイン等の普及」が 進んだと回答した人の割合(↑)	37.8%	34.2%	37.0%	40.0%

役割の具体例

【自分らしく暮らすことのできる地域づくり】

●市民

- ・あいさつから始まる近所付き合い
- ・支え合い活動(「見守り」、「話し合い」、「助け合い」)への参加
- ・地域の身近な問題の発見と解決への参加
- ・町内会、地区福祉推進会、ボランティアなどの活動への参加
- ・個別避難計画の作成・更新
- ・世代間交流への参加
- ・赤い羽根共同募金運動などへの協力
- ・お互いの人格や尊厳の尊重

●町内会・自治会等、ボランティア団体・NPO

- ・支え合い活動(「見守り」、「話し合い」、「助け合い」)の推進
- ・地域の身近な課題の発見と解決の支援
- ・日常的な仲間づくり、交流のための場づくり
- ・自主的な防災体制の推進
- ・世代間交流への推進
- ・ボランティア・NPO 活動の推進
- ・お互いの人格や尊厳の尊重

●事業者、社協・関係機関

- ・研修会への講師派遣
- ・活動場所の提供
- ・災害時の避難支援への協力
- ・災害ボランティア受入体制の整備
- ・地域との交流・従業員の地域活動への参加の理解
- ・赤い羽根共同募金運動などへの協力
- ・ボランティア・NPO 活動の推進
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインなどの推進

●行政

- ・地区福祉推進会等への支援
- ・地域の社会資源の開発の促進
- ・見守り、自主的な防災体制への支援
- ・世代間交流の促進
- ・地域活動への参加の促進
- ・赤い羽根共同募金などへの協力の呼びかけ
- ・ボランティアへの参加の呼びかけ
- ・ボランティア・NPO 活動の推進
- ・バリアフリーなどに配慮された施設の情報発信
- ・障がい特性や必要な配慮の普及啓発

第2章 地域の福祉を共に創るひとづくり

多様化する地域の支援ニーズに対応するため、地域福祉コーディネーター等の専門職の配置や地区福祉推進会、民生委員・児童委員のような地域福祉の推進役だけではなく、広く市民の福祉に関する意識を高め、地域福祉を共に創るひとづくりを推進します。

1 地域福祉を推進する人材の育成 **重点**

(1) 地域福祉活動に関連する人材の育成

現状と課題

- ◆ 地域福祉活動の中心的な担い手の高齢化や活動に参加する人の減少により地域福祉活動の停滞が懸念され、次世代の担い手の確保や育成が課題となっています。人材の世代交代を円滑に進めるためにも、生涯の各ライフステージにおいて地域共生の考え方に触れる機会を設け、赤い羽根共同募金や青少年赤十字活動を通じた体験やボランティア活動等の主体的な実践活動につなげていく必要があります。
- ◆ 支援ニーズが増加する中で、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、インフォーマルな福祉サービスや福祉活動も求められており、多様なサービス等の担い手の確保や育成を支援する必要があります。
- ◆ 民生委員・児童委員は、地域住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者、障がい者、子育て世代の見守りや災害発生時の安否確認の体制づくりなどにも重要な役割を果たしていますが、その確保の難しさが課題となっており、活動を継続するために活動内容の見直しを図る必要があります。

施策の方向

- 各学校、高等教育機関やPTA等の関係機関・団体と連携しながら、日常生活の支え合い活動など、地域における福祉活動を推進できる中核的な人材の育成支援を引き続き推進します。
- 認知症サポーター養成やゲートキーパー・心のサポーター養成などに加え、地域における見守りや日常生活支援のほか、認知症支援や市民後見など広くニーズに対応した研修会を開催することで、地域で福祉活動を担う人材の育成支援を更に推進します。
- 民生委員・児童委員の研修や各地区における勉強会の充実を支援するとともに、民生委員・児童委員制度と活動の内容を広く市民に周知し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備に努め、負担の軽減化や業務の効率化を図ります。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「地域福祉活動の担い手の育成を目的とした研修会の参加者数」(↑)※	1,505 人	1,917 人	2,400 人	2,900 人
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した地域福祉活動に関連する人材の育成」が進んだと回答した人の割合」(↑)	15.3%	16.5%	18.0%	20.0%
民生委員・児童委員の充足率(↑)	98.7%	95.3%	97.0%	98.7%
【参考】業務統計「認知症サポーター養成講座修了者」(延べ人数)	8,287 人	30,269 人	—	—

※ 現状値は令和5年度の認知症サポーター養成講座、市民後見に関する講座の参加者数の実績。目標値はゲートキーパー・心のサポーター養成講座を含んでいます。

(2) ボランティア・NPO活動に関する人材の育成

現状と課題

- ◆ 災害発生時における被害の軽減や早期復旧には、自主的な活動を行うボランティアやNPOが災害時に幅広い知識や技能をもって迅速かつ的確に活動できるよう市社会福祉協議会等と協力して養成していく必要があります。
- ◆ ボランティア登録者数は減少傾向であり、盛岡市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の受講者数は減少しています。災害発生時は、多数のボランティアが求められることもあり、ボランティアに対する興味関心を育てる取組を強化する必要があります。
- ◆ 地域福祉に関するアンケートでは、若年層のボランティア活動の参加率が高く、人の役に立ちたいからボランティア活動に参加したという自発的な理由が多くあったことから、若年層への働きかけを充実させる必要があります。
- ◆ ボランティア活動への参加に対する問題として、時間がない、活動の情報がたりない、きっかけがない、健康や体力に自信がないといった意見があることから、趣味や特技を生かし、気軽に参加できるボランティアなど、活動につながる対応が求められています。
- ◆ 多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスや福祉活動、コミュニティビジネスの担い手としてボランティア・NPOに期待が寄せられています。

施策の方向

- 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催するほか、情報交換会の開催等により、福祉活動や災害活動に対応できる人材の育成支援を促進します。
- 災害時のボランティア確保につながるよう、市社会福祉協議会が実施するボランティアの取組を支援します。
- 小中学校・高校等との連携により、若年層に対するボランティア活動への参加意識の醸成に努めます。
- 趣味などを生かして気軽に参加できるボランティアの情報提供等のほか、ボランティア活動に必要な知識の習得機会の創出を図ります。
- 日常生活支援をとらえた人と人をつなぐインフォーマルな福祉活動や地域力の強化につながるコミュニティビジネスに取り組むボランティア・NPOの育成を引き続き支援します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「盛岡市社会福祉協議会へのボランティア登録者数」(↑)	11,481 人	10,050 人	10,050 人	10,500 人
業務統計「ボランティア養成研修事業等参加者数」(→)	145 人	62 人	80 人	100 人

(3) 社会福祉事業に関連する人材の育成

現状と課題

- ◆ 保育・介護人材の確保や定着を図るための取組の一環として、保育士奨学金返還支援や介護職員奨学金返還支援を行っていますが、待遇や勤務形態などの労働環境の問題から、福祉施策における人材確保が難しくなっています。
- ◆ 盛岡広域には福祉・保健分野の高等教育機関が複数設置されており、社会福祉事業の従事者も増加傾向にありますが、福祉ニーズが量的に増加し、質的にも多様化・複雑化あるいは深刻化する中において、福祉サービスは、供給量の増加を求められているだけでなく、細分化・高度化しており、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成が課題となっています。
- ◆ 重層的な支援体制を整備するに当たり、困りごとを抱えた方々を支援するため、専門的な視点から幅広く社会資源をコーディネートする地域福祉コーディネーター（コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW））等の分野横断的な包括的な相談支援を展開する人材が求められています。

施策の方向性

- 社会福祉法人や社会福祉施設等への指導等のほか、職員の処遇改善、各種研修の周知等を通して、社会福祉事業に従事する人材の確保と育成を更に推進します。
- 盛岡広域等に設置されている福祉・保健分野の高等教育機関への働きかけなどにより、保健福祉分野の人材の確保と育成に努めます。
- 地域福祉コーディネーター養成講座の受講について関係機関に呼びかけるとともに、地域福祉コーディネーターのネットワーク化などにより、支援を必要とする人が、適切かつ確実にサービスが受けられよう包括的な相談・支援を行うことができる社会福祉士等の福祉専門職の育成を推進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「地域福祉コーディネーター養成講座修了者数」(↑)	19 人	85 人	93 人	100 人
【参考】経済センサス「福祉分野の従事者数」※	6,753 人	10,704 人	—	—

※ 現状値は令和3年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障がい者福祉事業の民営事業所の合計

2 福祉への関心を育む取組の推進

(1) 福祉教育の推進

現状と課題

- ◆ 障がいのある人もない人も、年齢や性別にかかわらず、互いに個性や尊厳を認め合い、支えながら共に生活するという考え方（ソーシャルインクルージョン）を各ライフステージで学習できるよう、地域活動の中に学習機会を設けることが求められています。
- ◆ 市社会福祉協議会が実施する福祉講座・キャップハンディ体験では、小中学校の総合的な学習の時間や道徳の時間に、福祉に関連する講話を行ったり、高齢者の方が感じる生活のしづらさや視覚的に障がいがあっても地域で自立生活ができることを学ぶ体験をしたりすることで、未来を担うこどもたちが地域共生社会に興味関心を抱くような機会を提供しています。こどもの福祉教育では、学校教育への期待が高いため、学校と福祉関連機関のほか、家庭や地域との連携の下に、福祉教育を進める体制が求められています。

施策の方向

- 誰もが、生涯にわたり、それぞれの段階で、福祉に対する理解や関心を深める機会をもちながら、主体的な参加を促すことを目的とした教育を市社会福祉協議会と連携して推進します。
- 学校だけでなく地域や職場においても、年齢や障がいの有無等に関わらず共に活動する場をつくるなど、福祉への興味関心を抱き幅広く地域共生社会について学ぶ機会の創出を促進し、地域福祉に関連する人材の育成につなぎます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した福祉教育の充実」が進んだと回答した人の割合 (↑)	18.4%	20.5%	22.0%	23.0%
業務統計「小学生、中学生、高校生などを対象とした福祉教育に関する講座の受講者数」(↑)	1,468人	2,623人	3,000人	3,500人

役割の具体例

【地域の福祉を共に創るひとづくり】

●市民

- ・認知症サポーターや市民後見など、ボランティア講座の受講

●町内会・自治会等、ボランティア団体・NPO

- ・地域の福祉を共に創る人材の発掘
- ・認知症サポーターや市民後見など、ボランティア講座の開催

●事業者、社協・関係機関

- ・人材の育成、新たな事業の開発、事業への参入
- ・ボランティアの受け入れ
- ・職員の処遇改善や研修の充実・研修会への講師派遣
- ・ライフスタイルに応じた福祉教育の推進

●行政

- ・地域の福祉を共に創る人材の育成
- ・研修会への講師派遣
- ・認知症サポーター、ゲートキーパー、市民後見、災害に関するボランティアなどの養成の推進
- ・民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備
- ・ボランティア・NPO育成の推進
- ・福祉専門職の養成の推進
- ・高等教育機関等との連携
- ・ライフスタイルに応じた福祉教育の推進

第3章 必要な福祉サービスにつながる体制づくり

支援を必要とする人が、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの適切な福祉サービスにつながるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい体制づくりを推進します。

1 地域生活課題の解決に向けた重層的な支援体制の構築 **重点**

(1) 分野横断的な相談支援の充実・強化

現状と課題

- ◆ 「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」及び「もりおか健康21プラン」等の推進により、支援を必要とする人が、適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、相談支援の充実を図ってきました。市内には、市が設置する障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、保健所などの各相談・支援機関のほか、県などが設置する県福祉総合相談センター、県精神保健福祉センター、盛岡広域圏障害者地域生活支援センターなどがあり、個別分野ごとの相談支援体制は充実が図られましたが、少子高齢化の進行や人口減少などにより、ダブルケアや8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりといった複雑化、複合化あるいは深刻化する地域福祉課題に対応するために、分野別の支援体制を越えた重層的な支援体制の構築が求められています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の充実が求められています。
- ◆ 生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援から、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を統合的に展開する活動（コミュニティ・ソーシャルワーク）が必要とされています。

施策の方向

- 個別分野ごとに設置されている主に高齢者を対象とした地域包括支援センターや介護支援センター、主に障がい者を対象とした基幹相談支援センターや相談支援事業所、主にこどもや子育て世帯などを対象としたこども家庭センターや地域子育て支援センター、生活困窮者の相談窓口となる盛岡市くらしの相談支援室などの各相談・支援機関において、属性や世代を問わず包括的に相談受けとめ、連携して支援を行う取組を推進します。
- 重層的支援体制整備事業において重層的支援アドバイザーを配置し、多職種による包括的な支援体制を構築することで、複雑化・複合化した課題について支援関係機関と連携し、情報共有や役割分担を図り、多機関協働の充実に取り組みます。
- 既存の制度によるフォーマルな支援とともに、地域の中での見守りや受け入れ体制を整えていくインフォーマルな支援と地域づくりへの展開を推進します。
- 地域における市民の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉などの多職種間連携のほか、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO、市民等の連携により、分野横断的な支援を推進するとともに、その実効性を確保するため、職員の資質向上や関係課、関係機関との連携強化により総合的な福祉行政を推進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「相談・支援機関等における地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーター数」 (↑)	—	18 人	19 人	20 人
【参考】業務統計「民生委員・児童委員の関係機関との連絡調整回数」	17,778 件	14,849 件	—	—

(2) 孤独・孤立対策の推進

現状と課題

- ◆ 「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定」を締結している法人数は増加しており、ライフライン事業者等と連携した見守り等を通じて、支援を必要とする人の積極的な把握に努めていますが、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰の影響などの社会情勢の変化に伴い、ひきこもりの状態にある人や職を失った単身者、生活に困難を抱えるひとり暮らしの高齢者やひとり親世帯の親子などが、福祉的支援を必要とする状況になっていても地域や関係機関から把握されずにいる「社会的孤立」は、一層深刻な社会問題となっています。
- ◆ 令和6年（2024年）6月に策定された「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」では、孤独・孤立双方への社会全体での対応の必要性が指摘されています。市では「盛岡市自殺対策推進計画」により、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや関係機関との連携に取り組んでいますが、社会的孤立の状態にある人の多くは、自ら積極的に社会と関わりをもたない、地域住民等との関わりを拒絶しているなど、把握が難しい状況にあることから、地域住民による見守り活動等の拡充と合わせ、多様な相談に対応できる分野横断的な支援の充実を図り、重層的に支援できる体制の整備を一層推進していく必要があります。

施策の方向

- ライフライン事業者等や民生委員・児童委員、各分野の相談支援センター、福祉事業所など関係機関との連携を強化し、社会的孤立の状態にある人やその世帯に関する情報収集を行いながら、支援を必要とする人の積極的な把握により、孤独・孤立対策を推進します。
- 自殺対策を推進するとともに、重層的支援体制整備事業において、支援が届いていない人への働きかけやネットワークを活用した潜在的な対象者の早期情報把握に努め、アウトリーチ等を通じて本人との信頼関係を構築していく継続的支援事業の充実と地域づくりに取り組みます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「地域において支援を必要とする者の把握に関する協定を締結している法人数」(↑)	32 団体	47 団体	51 団体	55 団体

(3) 生活に困難を抱える方への支援の推進

現状と課題

- ◆ 生活保護世帯は、令和5年度末（2023年度末）で3,943世帯となっています。まちづくり評価アンケートによれば、「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組」への満足度は増加傾向にありますが、保健福祉分野全般の満足度は横ばいで推移しており、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、各分野の取組を充実させる必要があります。
- ◆ 令和5年（2023年）12月に閣議決定された「こども大綱」では、貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行うことが求められています。
- ◆ 既存の福祉制度の狭間で生活に困難を抱える居住確保が困難な方、失業・就職困難な方、がん・難病を有する方、困難な問題を抱える女性、多様性・多文化共生社会の中で課題を抱える方などの福祉ニーズは、表面化していないケースも多いとみられています。また、再犯防止・更生支援などの取組においても、保健医療、福祉等の支援がより求められています。

施策の方向

- 生活保護法や生活困窮者自立支援法など、法の趣旨に基づき、住宅関連部署や関係機関等と連携し、生活保護受給者や生活困窮者一人ひとりやその世帯の状況に応じて自立に向けた居住支援や就労支援等を更に推進します。
- 学習支援や居場所づくりなど、貧困の状態にあるこどもが健やかに育成される環境整備等を引き続き推進します。
- 既存の福祉制度の狭間で生活に困難を抱える方や犯罪をした方等への社会復帰支援などに対して、関係機関及び関係部署が有機的に結びつくよう連携を強化します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
業務統計「生活保護受給世帯から自立した世帯の割合（死亡・移管・失踪等を除く）」（→）	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%
業務統計「生活困窮者の自立支援相談の解決率（次年度への繰越件数を除く）」（→）	—	67.3%	67.3%	67.3%

2 安心して福祉サービスを受けられる基盤の整備

(1) サービスの充実と質の向上

現状と課題

- ◆ 「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」及び「もりおか健康21プラン」等の推進により、支援を必要とする人が適切かつ確実に福祉サービスを受けられるよう、サービスの基盤整備を図ってきましたが、少子高齢化の進行により質的・量的に増加する福祉ニーズや多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、福祉サービスを提供する事業者等が、運営体制の強化や職員の資質の向上に努める必要があります。
- ◆ 分野横断的な福祉サービスの展開のためには、多機能型や高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型のサービスを提供すること、更には、そのサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することが求められています。

施策の方向

- 各計画等の目標に応じたサービス基盤の整備を図るために、事業者や各種団体などのサービス提供者の育成支援及び市公式ホームページやSNSを活用した制度の周知により、サービスの充実と質の向上を促進します。
- 社会福祉事業者向けの研修の周知などを通じて、福祉サービスを提供する事業者等の経営体制の強化、社会福祉法等に基づく社会福祉法人や社会福祉施設等の指導等、福祉サービス第三者評価の普及推進など、福祉サービスの質の向上に引き続き取り組みます。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した福祉サービスの充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	27.9%	34.9%	38.5%	42.0%
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した福祉サービスの質の向上」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.3%	28.6%	31.0%	34.0%

(2) 社会福祉を目的とする事業の促進

現状と課題

- ◆ 地域生活課題の解決に資する支援として、個別の活動による取組に加え、多様な主体の協働による取組を推進することで高い成果を期待できることから、行政や民間事業者だけでなく、NPOなど多様な主体が事業に参画することが望まれています。
- ◆ 福祉ニーズは、量的に増加するだけでなく、多様化・複雑化あるいは深刻化しています。市民の福祉ニーズに合った多様なサービスを提供するため、公的な福祉サービスだけでなく、インフォーマルな福祉サービスとして、買い物支援などの日常生活支援に関する事業の充実が求められています。
- ◆ 福祉サービスを担う事業所数は増加傾向にあり、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の充実が求められています。

施策の方向

- 地域生活課題に対応する多様な民間主体の担い手として、事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加を促進します。
- 地域福祉をキーワードとした協働の事業を促進しながら、日常生活支援をとらえたインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスの育成に引き続き取り組みます。
- 社会福祉法人が地域の福祉ニーズと地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、法人の自主性と創意工夫によって地域における公益的な取組が実践できるよう支援します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した民間事業者・ NPOなど幅広い事業主体の福祉 関連事業への参入」について進ん だと回答した人の割合(↑)	19.1%	26.3%	30.0%	34.0%
【参考】経済センサス「福祉分野の 事業所数」※	382 事業所	686 事業所	—	—

※ 現状値は令和3年調査結果における小分類の児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障がい者福祉事業の民営事業所の合計

3 サービス利用を支援する体制の構築

(1) 断らない相談体制の充実

現状と課題

- ◆ 地域包括支援センターやこども家庭センターなど個別分野ごとの専門的な相談支援体制は整備され、分野を超えた相談対応は進んでいますが、福祉に関するニーズが多様化・複雑化、あるいは深刻化する中で、ひきこもりなど、サービス利用に結びつきにくいケースを積極的に把握する体制が求められています。
- ◆ 民生委員・児童委員の定数を増員し、地域における相談支援体制の充実を図っていますが、いつでも誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近にあることにより、多くの問題の把握が可能となり、課題解決の機会が増えることから、地域における相談体制の充実が求められています。
- ◆ 重層的支援体制整備事業において、属性や年代を問わずワンストップで相談を受け止める「まるごとよりそいネットワークもりおか」を設置し、包括的な相談支援体制と多機関の協働による支援体制を進めているところですが、地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・教育・福祉等の相談体制の充実と連携を更に強化させる必要があります。

施策の方向

- 地域福祉コーディネーター等職員の資質向上などにより、包括的な相談支援体制の充実を引き続き推進します。
- 身近な相談者である民生委員・児童委員や「まるごとよりそいネットワークもりおか」等の相談窓口の周知などにより、誰もが相談しやすい環境づくりを推進します。
- 福祉と保健・医療・教育分野等の連携を推進し、身近な地域での相談体制の更なる充実を図ります。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した福祉に関する相談体制の充実」について進んだと回答した人の割合(↑)	24.4%	29.0%	31.5%	34.0%
業務統計「包括的相談支援事業における相談件数」(↑)	—	38,084件	41,000件	44,000件
【参考】業務統計「民生委員・児童委員への相談・支援件数」	18,663件	16,001件	—	—

(2) 相談・苦情対応の推進

現状と課題

- ◆ 福祉ニーズが多様化・複雑化あるいは深刻化する中で、福祉サービス等が細分化・高度化されており、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを受けるためには、利用者等からの相談や苦情に対し、的確に対応することが求められています。
- ◆ 地域包括支援センターやこども家庭センターなど個別分野ごとの専門的な相談支援体制は整ってきていますが、福祉サービスの利用時、説明内容とサービス内容が違っていた場合にサービスを受ける側なので諦めた人も多くいるため、未然に防止する方策や気軽に相談しやすい環境の更なる整備が求められています。

施策の方向

- 福祉事業所や専門的な相談支援機関の職員に対する研修制度の周知や民生委員・児童委員の研修内容の充実により、相談・苦情への対応力の向上を図ります。
- 社会福祉法に基づく苦情解決の仕組みや相談機関の周知など、市社会福祉協議会等と連携して福祉サービスに対する苦情・課題などの早期解決に向けた取組を推進します。
- 相談支援機能の充実や関係機関・団体の連携強化による相談・苦情対応の充実と、窓口で受け付けた相談・苦情を、適切に他機関へつなぐ体制の整備を推進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「福祉サービス利用時に説明内容 とサービス内容が違っていた場合 にサービスを受ける側なので諦め た」と回答した人の割合(↓)	38.6%	37.9%	33.0%	28.0%

(3) 権利擁護事業の推進

現状と課題

- ◆ 盛岡広域成年後見センターの設置により、成年後見制度の利用促進が図られ、寄せられる相談は増えていますが、権利擁護事業や成年後見制度などの内容を、福祉サービス事業者等とともに、利用者やその家族等の理解を深めるためには更なる広報活動が必要です。
- ◆ 地域包括支援センターなどにおいて、権利擁護に関する相談件数が増加しており、福祉サービス利用者の権利擁護のため、成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備が求められています。
- ◆ 成年後見制度への相談件数が増加しており、市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある方への金銭管理、身元保証人等、本人に寄り添い地域で受けとめるといった地域づくりの観点も踏まえた権利擁護が求められています。
- ◆ 高齢者、障がい者、児童などの虐待防止に関する法整備は進んでいますが、それぞれの虐待への統一的な対応や家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した包括的な支援が求められています。
- ◆ 消費者被害では、高齢者や障がい者などが被害に遭いやすい傾向にあることから、これらを未然に防止するため、市消費生活センター、警察署などの関係機関や民生委員・児童委員と連携し、意識啓発を行っています。

施策の方向

- 権利擁護を必要とする人が、適切にサービスを受けられるように、権利擁護に関する制度について、現に必要としていない人も含め、広く市民や福祉サービス事業者などが理解を深められるよう、盛岡広域成年後見センターと連携して広報活動を推進します。
- 成年後見人等の担い手として、同じ地域に暮らす住民として同じ視点で考え、寄り添いながら支援を行う市民後見人の養成に取り組みます。
- 判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知啓発に努めます。
- 関係機関等との連携により意識啓発を行うなど、虐待を発生させない地域づくりに取り組むほか、虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題への対応に努めます。
- 高齢者や障がい者などの消費者被害を未然に防ぐため、弁護士会や警察等の関係機関と連携した取組を更に強化します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査 「10年前と比較した権利擁護支援」について進んだと回答した人の割合(↑)	15.5%	18.1%	19.5%	21.0%
業務統計「日常生活自立支援事業の実利用者人数」(↑)	169人	200人	250人	300人
【参考】業務統計「成年後見制度に関する相談件数」※1	198件	1,134件	—	—
【参考】業務統計「虐待に関する実相談件数」※2	262件	553件	—	—
【参考】業務統計「消費者被害件数」※3	14件	4件	—	—

※1 長寿社会課調べによる集計値

※2 現状値は、高齢者、障がい者、児童の虐待に関する相談件数（実件数）を集計

※3 盛岡東警察署調べによる盛岡市内におけるオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、ギャンブル必勝法詐欺、金融商品等取引詐欺の被害の合計件数

4 わかりやすい情報を提供する体制の整備

(1) 情報提供の体制整備

現状と課題

- ◆ 地域福祉に関連する情報は、「広報もりおか」や盛岡市社会福祉協議会の「福祉もりおか」だけでなく、市公式ホームページやSNSにより周知を行っていますが、福祉サービスが細分化・高度化し、多様な主体から情報が提供され、サービスの充実が進んでいる中で、支援を必要とする人が自分に合ったサービスを選択し、利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適時適切に提供されることが求められています。

施策の方向

- 情報を必要とする人が、見やすく、分かりやすく、入手しやすい情報を受け取ることができるよう、「広報もりおか」や「福祉もりおか」などの広報紙の活用、制度や事業に関する冊子などの配布のほか、ホームページによる情報提供や利用頻度が増加傾向にあるSNSによる情報発信の充実を図りながら、市民に分かりやすい情報提供を推進します。

成果指標

指 標	実績値 (平成25年度)	現状値 (令和5年度)	目標値	
			中間 (令和11年度)	最終 (令和16年度)
地域福祉に関するアンケート調査「10年前と比較した情報提供体制の整備」が進んだと回答した人の割合(↑)	22.6%	30.4%	36.0%	40.0%
【参考】業務統計「盛岡市公式ホームページ(健康・福祉関係)への訪問者数」	699,846 件	1,501,936 件	—	—
【参考】業務統計「盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数」	27,111 件	95,977 件	—	—

役割の具体例

【必要な福祉サービスにつながる体制づくり】

●市民

- ・保健福祉に関するサービスや活動などの情報の収集と理解
- ・地域福祉ネットワークへの参加

●町内会・自治会等、ボランティア団体・NPO

- ・関係機関との連携(情報提供等)
- ・保健福祉に関するサービスや活動などの情報の収集と理解
- ・福祉関連事業への参加
- ・地域福祉ネットワークへの参加

●事業者、社協・関係機関

- ・地域福祉ネットワークへの参加
- ・保健・医療・福祉などの総合的なサービス提供
- ・サービスの質の向上
- ・事業内容の情報公開
- ・第三者評価事業への参加
- ・福祉関連事業への参加
- ・相談体制の充実
- ・事業者段階の苦情解決の仕組みの整備
- ・見守り協定への参加
- ・関係する分野との連携の強化

●行政

- ・重層的支援体制整備事業の推進
- ・地域福祉ネットワーク形成の推進
- ・多機関連携の強化
- ・関係機関との連携の推進
- ・自殺対策の推進
- ・継続的支援事業の充実
- ・生活困窮者等の自立・就労支援の推進
- ・こどもが健やかに育成される環境整備等の推進
- ・ボランティア団体、NPOとの協働・第三者評価事業の普及
- ・福祉関連事業への参加の促進
- ・包括的な相談支援体制の充実
- ・相談・苦情対応の推進
- ・権利擁護事業の推進
- ・地域福祉計画の周知
- ・地域福祉に関連する情報提供の推進

第3部

計画の推進と進捗管理

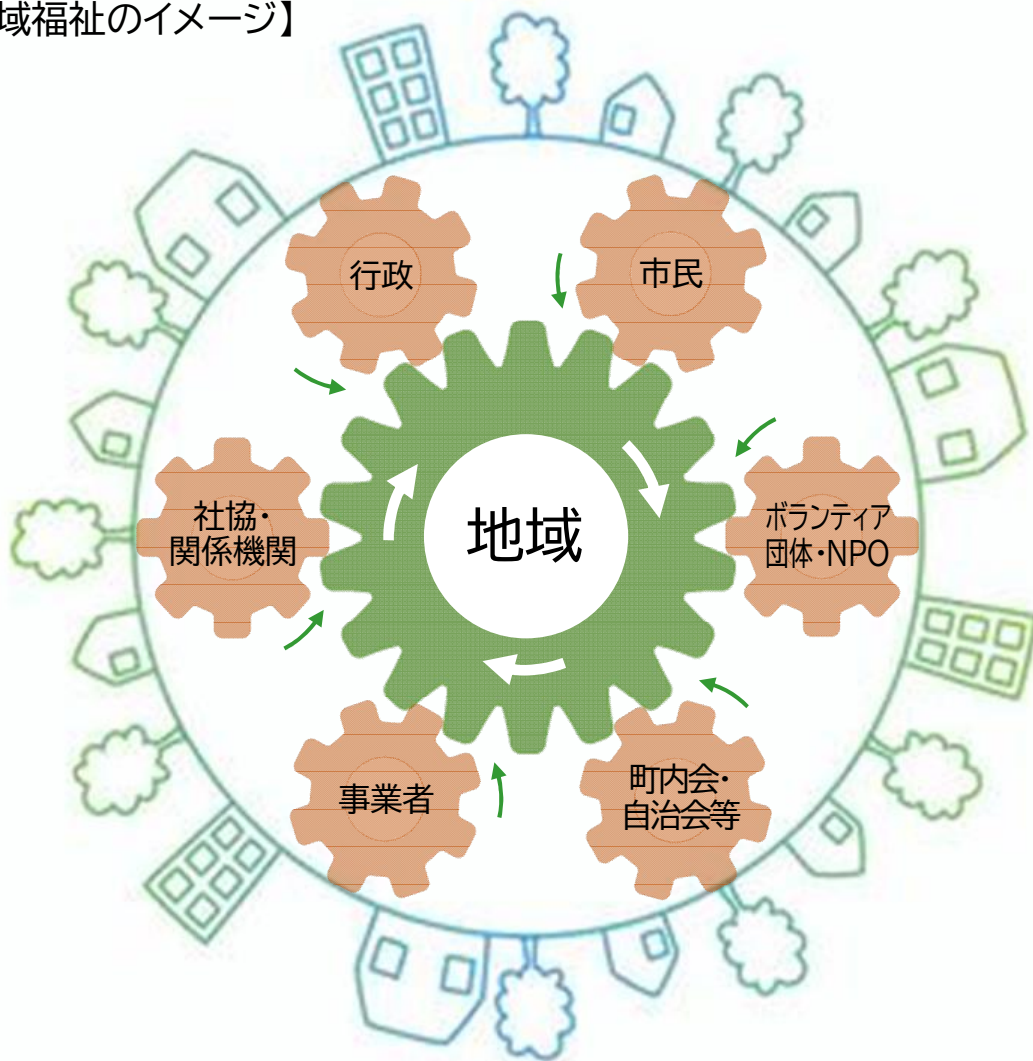
第1章 計画の推進

1 市民、行政、社協・関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOとの協働による地域福祉の実現

地域福祉計画の推進に当たっては、幅広い市民の主体的な参加と市民、行政、社会福祉協議会(社協)・関係機関、事業者、町内会・自治会等、ボランティア団体・NPOの参画と協働が必要不可欠です。

市は、重層的支援体制整備事業等の仕組みを活用した分野横断的な取組を進めながら、市民生活に必要不可欠で行政が直接提供することが望ましいサービスを安定して提供するほか、多様な主体の参画と協働を後押しする地域づくりやひとづくり、体制づくりを推進します。

【地域福祉のイメージ】



2 盛岡市社会福祉協議会等との連携

社会福祉協議会は社会福祉法において、社会福祉の理念である「地域福祉の推進」を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

盛岡市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を策定し、地域に密着しながら地域福祉を推進しており、各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

市社会福祉協議会のほか、32 地区の福祉推進会や 28 地区の民生委員協議会等と連携し、地域福祉ネットワークを形成しながらこの計画を推進します。

第2章 計画の進捗管理

1 計画の評価と見直し

地域福祉計画の実効性を確保するため、行政評価システムを活用するとともに、盛岡市社会福祉審議会を始めとする外部機関の意見聴取に努めながら施策を推進します。

また、計画の中間年である令和11年度（2029年度）には、アンケート調査や業務統計等の量的な調査のほか、地域福祉ワークショップなどの質的な調査により計画の進捗状況を把握し、把握した成果と課題を踏まえて計画の見直しを実施します。

資料編

＜地域福祉ワークショップ等の開催結果＞

1 事業の目的及び概要

盛岡市では、計画期間が令和6年度（2024年度）で終了することを受け、令和7年度（2025年度）を始期とする第3期計画の策定にあたり、計画の実効性を高めるため、地域のニーズや課題を把握するとともに、専門性や多角的な視点を確保することを目的として、地域福祉ワークショップを開催した。

ワークショップ開催に向けては、現計画を検証し課題を抽出しつつ、市民による意見交換の場を設定し、ニーズ把握とともに、地域福祉に関する意識啓発と一層の関与を促す機会を設けるものとした。

また、多様で幅広い市民による意見交換の場（ワールドカフェ）を設け、盛岡市の現状と課題、めざす方向などを共有し、地域福祉のあり方について、深く考える契機とした。

2 テーマの設定

これまで各地区の福祉懇談会で、課題を設定して話し合ってきた経緯と内容をふまえると、そのテーマは、「住民間の交流、居場所づくり、顔の見える関係づくり、住民同士の支え合い」といった共通性のある内容に集約される。また、現在の地域福祉計画の理念や課題として取り組んできた方向性も考慮し、「地域住民の交流、顔の見える関係づくり、安心して暮らせる地域をめざして ～人と人とがつながり、共に支え合うまちづくり～」といった共通のテーマを示すこととした。

3 地域福祉ワークショップの開催概要

このワークショップは、市内7圏域において、平日の午後6時30分から8時30分までの時間帯で開催した。テーマは、前述したとおりとし、①みなさんの地域では、どのように取り組まれていますか、また、取り組む上での課題や心配なことはありますか、②「安心して暮らせる地域をめざして」やりたいことややるべきことを話し合うことを促した。

最初に事業の趣旨説明の中で、この「地域福祉ワークショップ」での意見の中で、計画に盛り込むべき内容については盛り込んでいくこと、また継続して検討すべき内容については、翌年度以降の「地区福祉懇談会」により詳細な検討を進めていくことを伝えた。また、当日の進行について、4～6人程度のグループに分かれて話し合いを行い、最後に、全てのグループから話し合った内容を発表していただき全体で共有することを説明した。

4 ワールドカフェの開催概要

幅広い年齢層及び多様な立場の市民を対象とした催しとして、地域で活動されている方々はもとより、障がい当事者や家族、支援者のほか、高校生や大学生、子育て世代ほか、年齢、性別、その他属性の異なった多様な参加を促すものとし、参加者同士の相互理解と現状の共有を目的とした。

また、盛岡市立高校の生徒さんの参加協力を促すとともに、子育て世代や障がいのある方々の参加など、「当事者性」を重視するものとし、幅広い市民の参加を促進した。

小グループでの意見交換によって、気づきや発見、取り組みのアイデアなどの共有、また、普段接する機会の少ない人との会話などから、多様性を尊重し合い、相互理解を深めていく契機とした。

なお、スムーズな会話を促すため、岩手県立大学社会福祉学部教授 宮城好郎氏に、講演（テーマ：「地域福祉計画策定における当事者の関わり的重要性」）をお願いした。

テーブル毎の話し合いは、2ラウンドに分けて行い、第1ラウンドと第2ラウンドでは、語り合うメンバーを変え、より多くの参加者と会話をする機会を設けた。会話のテーマは、「普段、安心して暮らせていると感じていること、不安なこと、どんなことがありますか」「『安心して暮らせるまち』ってどんなまち？『安心して暮らせるまち』のイメージについて」とし、普段感じていることやイメージ、アイデアなどを出し合っていた。話し合いの結果については、各テーブルにおいて、今日の主な話題を2つ選んで頂き、用意した紙に記入し、最後に一斉に掲げ、共有するものとした。

盛岡市地域福祉ワークショップ開催状況(令和5年度(2023 年度))

回	圏域	地区	開催月日	開催場所	参加者
1	玉山	玉山全域	9月14日(木)	盛岡市渋民公民館	一般 32人 市社協 3人 学生ファシリテーター 4人 市担当課 4人 受託者 5人
2	厨川	北厨川、青山、東厨川、みたけ、土淵	9月22日(金)	青山地区活動センター	一般 43人 市社協 2人 学生ファシリテーター 6人 市担当課 3人 受託者 3人
3	河南	築川、中野、杜陵、城南、大慈寺、加賀野	10月11日(水)	盛岡市総合福祉センター	一般 22人 市社協 3人 学生ファシリテーター 4人 市担当課 4人 受託者 6人
4	盛南	本宮、つなぎ、仙北、太田	10月18日(水)	盛岡タカヤアリーナ	一般 42人 市社協 2人 学生ファシリテーター 5人 市担当課 2人 受託者 4人
5	河北2	米内、山岸、緑が丘、松園	10月24日(火)	盛岡市中央公民館	一般 17人 市社協 2人 学生ファシリテーター 4人 市担当課 4人 受託者 3人
6	河北1	西厨川、仁王、桜城、上田	11月2日(木)	盛岡市上田公民館	一般 35人 市社協 2人 学生ファシリテーター 6人 市担当課 5人 受託者 5人
7	都南	見前、津志田、乙部、飯岡、永井	11月16日(木)	盛岡市役所都南分庁舎	一般 56人 市社協 2人 学生ファシリテーター 6人 市担当課 5人 受託者 5人

盛岡市地域福祉ワークショップ(ワールドカフェ)開催状況(令和5年度(2023 年度))

圏域	開催日時	開催場所	参加者
市内全域	12月2日(土) 13:30~15:00	盛岡タカヤアリーナ	一般 56人(含市立高校生23人) 講師 1人 市社協 3人 学生ファシリテーター 9人 市担当課 7人 受託者 9人

5 地域福祉ワークショップで出された意見

(1) 地域における活動状況

各圏域に共通して、各町内会や地域福祉会の活動として、地域住民の交流や顔の見える関係づくりについて取り組まれている。また、地域の老人クラブ、子ども会などによる活動が、それぞれの地域の年間行事等として実施されている。コロナ禍で中止となった活動については、最近、徐々に再開されている。

地域の現状は、高齢化と少子化、人口減少などを背景に、以前よりも活動への参加者が減少していること、活動機会が減っていることが、おおむね共通している。

【地域における主な活動】

区分	主な行事(7 圏域の活動より)
季節の行事	新年会、総会、観桜会、夏まつり、納涼会、虫追いまつり、神社のまつり、運動会、研修旅行、敬老会
文化的な行事	音楽祭、文化祭・芸術祭、各種クラブ・サークル活動、読書会、絵本の会、生きがい講演会
社会教育活動	文化祭・芸術祭、総合型スポーツクラブなど
住民交流	新旧住民の交流会（マンション・アパート）、スポーツ行事、地域での声がけやあいさつなどによるコミュニケーション、できた野菜のおすそ分け
世代間交流	農作業交流、地域探求の活動、寺子屋活動、もちつき、みずきだんごづくり（小正月行事）、親子体操クラブ、各種スポーツ行事
環境活動	道路や集会施設の草刈り、公園の除草、清掃活動、資源回収（リサイクル活動）、花壇づくり、ハンギングバスケット、ごみ出しルールや意識啓発の看板設置
防災・防犯・交通安全	子どもの登下校見守り、一人暮らし世帯・高齢者世帯訪問、子ども会と連携した防災標語づくり、シルバーメイトによる活動、災害時の支え合いにむけた協議、地域での防災訓練、ふれあいマップづくり
健康づくり、介護予防	ふれあいサロン、シルバーリハビリ体操、認知症カフェ、認知症を学び支え合う活動、ラジオ体操、親子体操クラブ、食事会、ふれあいデイサービス
見守り活動	ひとり暮らし高齢者の見守り、高齢者宅の雪かき、草刈りボランティア
生活支援	移動をサポートする活動、雪かき支援、買い物の支援、ゴミ出しの支援
サロン活動	ふれあい昼食会（食事会）、高齢者サロン、茶話会、子育てサロン、誕生会
老人クラブ	お茶会、名月を愛でる会、研修旅行、花壇づくり、各種スポーツ行事、子どもの登下校見守り、一人暮らし世帯・高齢者世帯訪問、世代間交流
子ども会・PTA	夏まつり、クリスマス会、ひな祭り、各種スポーツ行事、資源リサイクル活動、世代間交流
情報発信	町内会広報誌・情報紙の発行、掲示板での告知、回覧板による情報発信

(2) 地域福祉の課題

地域福祉の課題として、次のような点が挙げられた。

① コミュニケーション

各圏域における地域活動等の課題は、各地域で概ね高齢化と少子化が進んでいる中、地域行事への参加者の減少と役員のなり手不足の状況となっており、これまでの行事や活動を維持していくことが困難なことが共通点となっている。

また、新型コロナウイルスの感染防止のため、対面を基本に実施されてきた活動の多くは中止を余儀なくされ、中止した活動の再開、以前の活動を復活させることが課題となっている。このため、コロナ禍で減った飲み会など、コミュニケーションの機会を作ること、近所づきあいの再生、誰でも何でも話し合える人間関係づくり、多様な人を巻き込んだ活動が必要とされている。また、老若男女が集まりやすい場づくり、そのための移動手手段の確保も望まれている。

アパートやマンションが立地している地域においては、交流行事の参加者が少ないという声があり、新しい住民とのコミュニケーション、地域内住民間の交流が課題となっている。

ただし、訪問を望まない人がいるため状況に応じた関わり方が求められているという意見があり、価値観の多様化に配慮する必要がある。

② 若い世代の参加・担い手

各種の地域活動においては、行事参加者が毎回同じような顔ぶれとなっている傾向にある。伝統行事や祭りの継承に向けては、PTA や子ども会へ参加を促すことなど活動への参加者の広がりが課題である。特に若い世代の参加が共通の課題となっている。

町内会等地域組織の役員、地域活動の担い手の年齢が高くなっており、役員の兼任が多いことも指摘されており、次の世代の担い手の確保や育成、いかにして若い人につなぐかが課題となっている。このため、引き継ぎに向けて、次の世代が活動に参加できる機会づくり、子どもたちの親の世代が取り組むことのできるような活動、高校生など若い人を巻き込んだイベントの実施が必要とされている。

また、活動内容の軽減化や効率化なども含む町内会のあり方について、見直しが必要とされている。

さらに、地域の担い手を確保するには地域振興も必要であり、行政にはもう一步踏み込んだ自治会支援を望むという意見があった。

③ 生活面の不便・不安

生活面への対応では、ゴミ出しや除雪を支援するしくみづくり、公共交通や移動手段の確保については、コミュニティバスなど地域の事情に合わせた対策が必要とされている。

安心な暮らしに向けた課題として、一人暮らしでも何でも相談出来る場づくり、地域での見守りも必要である。孤独死の防止、一人暮らし高齢者の見守りに向けてはサロンの開催や老人クラブの活動など高齢者同士の支え合い、隣近所の顔の見える関係づくりが課題とされている。

各地域において、空き家問題が指摘されており、今後の対策が課題となっている。

地域の課題となっているクマやイノシシ、ヒヨドリ・ムクドリなどの鳥獣被害対策に向けては、国・県・大学などの関係機関との連携した取組が必要であるとの意見が出された。

地区全体の高齢化が進んでいる中、人口減少への対応、定住対策として、UIターンの促進、そのための若い人の働く場の確保が必要とされている。

(3) 「安心して暮らせる地域をめざして」やりたいこと・やるべきことや取り組みのアイデア

今後、やりたいこと、やるべきこと、取組のアイデアとして、次のような点が挙げられた。

① 地域の担い手づくり

担い手づくりとして、伝統や文化や行事をつないでいく活動を通した世代間の交流、若い世代の人々が関わることでできる活動、普段からの交流による若い世代のリーダー育成、若い方でもできる町内会事業の簡素化が示された。若い人が楽しめるようなイベントの開催と参加するきっかけづくり、人材の掘り起こしや幅広い世代による話合いの場づくり、地域の魅力や伝統を伝える活動の実施などの意見があった。

活動をもっと可視化し若い世代の参加を促す、働き盛りの世代が参加しやすいように緩く活動を行う、若い人との交流や世代間の交流で顔の見える関係づくりをめざす、事業を各部長にだけまかせないで役員みんな行う、若い方々が役員に入った際には無理せずに関わってもらうことが大事との指摘もあった。

活動の見える化や効率化に向けては、町内会運営のマニュアルづくりやタブレットやスマホ等IT機器の活用、電子化などによる活動の効率化、負担の軽減などがあげられている。また、活動内容の見直しの方向として、高齢化・人口減少などに合わせた身の丈に合った活動の実施という意見があった。

【取組のアイデア】

日常的にあいさつや声がけを心がけることや町内行事に参加してお互いに知り合うこと、アパートやマンションの管理会社と自治会の協力体制づくりが必要との意見もあった。

地域活動の継続にむけて、地域のコミュニケーションを絶やさないような地域独自のマニュアルづくり、子ども会の行事への参加など世代間交流の推進、若者が魅力を感じる取り組みの継続という意見があった。

また、役員のなり手不足への対応として、役員をローテーションで行うしくみづくり、役員の人数を増やすことによる負担の軽減、役員報酬の配付などのアイデアが示されている。

② 人材の掘り起こし

新たな人材の関わりとして、専門性を有する外部人材の活用を検討、大学生が町内会に参加する仕組みづくり、若い人の意見を町内会に取り入れられるようにしたいとの意見があった。

町内会の担い手確保に関しては、担い手がないから若くても役員にしているという実践例が示され、輪番制にして町内会役員に若い人も入るようにしてはどうか、町内の人材バンクのようなものがあると良いなどの声があった。また、町内会役員などへの女性の参画をあげる意見があった。

③ 地域の交流、情報の共有と参加の促進

高齢者、子育て、老若男女問わないものなど、各種サロンの開催を継続したいとの意見があった。また、交流イベントや環境活動などを通じた新旧住民の交流、夏まつりや運動会などの世代間交流行事、各種のサロン活動、ニュースポーツ導入などによる幅広い参加の場づくりの必要性が示されている。

高齢者と子ども、子どもの親が一体となったまちづくりを進めること、年代を問わず世代間で交流する居場所づくり、定期的に隣近所に声がけを行うことがあげられた。

地域を再認識する活動の実施、会報による町内情報の発信、地域内の確認のためのふれあいマップの書き直しなどの意見があった。

活動への参加促進策として、広報活動による若い人への情報発信、活動内容や活動状況の共有、地域活動の見える化、広報紙や回覧板などによる幅広い情報の伝達があげられている。

【取組のアイデア】

近所で気軽に集まることの出来る集まりの開催、県立博物館を活用した人の集まる場づくり、お茶を飲みつつ地域の課題を話し合う機会づくりなどの意見があった。また、空き家を活用した居場所づくり、シェアハウスやコミュニティカフェの開設、中学生のスノーバスターズ、大学との連携、町内会の中から講師になる人材を募る、まち歩きで地域を再発見し地域資源の活用を図るなどのアイデアが出された。

地域にある温泉場の利活用、身近なところへの「地域カフェ」の創設、町内運動会の継続、活動センター等での無料体力づくりの継続、一人暮らし高齢者などの見守り、お茶のみの出来る場所づくりと移動する手段の確保などが示された。小さい単位でのコミュニティづくり、各地区での交流会や班ごとの交流機会づくりのほか、行事に参加するための移動手段がほしいという声もあった。

地域の大学生らとの交流として、岩手大学生を巻き込んだイベントの実施、岩手リハビリテーション学院や岩手看護専門学校との交流、外国人留学生との交流機会の創出、また、地域の実態把握として、外国人がどれくらい住んでいるのか、空き家の状況、専門性を持った人材などが挙げられている。

地元の高校があるので、若い人を活動に巻き込むチャンスとの声があった。

④ 見守りや除雪支援、防災など

生活利便性の向上のため、公共交通が不便なところに足の確保をする取り組み、買い物対策としての移動販売や商店街の再活性化、都市計画の見直しによる宅地造成などがあげられた。

地域課題への取り組みとして、高齢者の足の確保、買い物や通院などの移動支援、健康づくりや健康の維持の取り組み、支え合いマップづくり、ひとり暮らし高齢者の見守り、ふれあい昼食会などサロン活動の実施、除雪、災害対応の体制づくり、避難場所の確保、災害時の備えの充実対応などがあげられている。

防災の取り組みとして、防災組織の理解と災害時のスムーズな活動、避難所の利用に向けた意識啓発が必要であるとの意見が出された。

【取組のアイデア】

地域の状況に応じた移動支援として、小～中型バスによるきめ細かい公共交通網の整備、各種バスの活用、マッチングによる移動手段の確保、コミュニティバスや郊外型でんでんむし号の運行の希望があった。

また、災害時の助け合い、地域企業との連携、相談ごとの窓口づくり、高齢者への買い物や

通院の支援、ごみ出しや除雪、草取りなど高齢者の生活支援、困ったときの相談先の開設、若者が生活しやすい地域をめざすこと、IT活用に向けた高齢者支援、防災マップの町内版の作成などのアイデアが示された。

見守りについては、子ども達の地域活動への参加を進めることで、近所の人と顔見知りになり、何かあったときお互いに助けてもらえるという意見や「水分補給、軽トラ市、キッチンカーなど」の見守りの事業者を作りたいというアイデアも出されている。

⑤ 定住対策、環境整備

人口対策として、景観の良さを生かした移住人口増の取組み、空き家のリフォームによる移住者受け入れ、新住民増による自治会活動等の活性化、大学生など外部の人を生かした活性化などがあげられた。

若者の定住対策として、職場の確保、移住してくるような環境づくり、豊かな自然などまちの良さのPRによる移住促進という意見もあった。

環境整備では、子どもが遊べる公園などの整備、交通安全対策として、交通量が多く危険な箇所への信号機の設置を求める声があった。

【取組のアイデア】

現在、玉山地域に「道の駅」が整備中であることを背景に、これを契機とした取組みとして、そばやもち、地域の特産品生かしたいという声があった。

人口が多くなっているのも、下太田に児童館がほしいという要望が出されている。

統合に伴う小学校跡地の利用について、地域の人が集う場づくり、スポーツや趣味のクラブ活動の場としての利用、地域の困り事を相談、解決する場所になると良いとの声があった。

6 ワールドカフェで出された意見

会話の内容を分析した結果について、トピックとキーワードを表にした。

(1) 人との関わり・あいさつ

「人」は、「若い人」・「障がいを持った人」・「様々な人」など、様々な人の属性、「世代」とともに話題になっている。「人との関わり」は、「あいさつ」である。

様々な人と、「近所」や普段の関わりの中で、世代を超えたあいさつが「活発」に出来る状態がイメージされている。「子育て」しやすい環境には、そのような人間関係が必要と考えられる。

トピック	キーワード
多様な人の存在、人との関わりと近所同士のあいさつ、次の世代へ／若い人たちの働く場所があり、子育て世代が住みやすい町に	人・あいさつ・近所・活発・関わり・若い・世代・子育て

(2) 若者が暮らしたい町

「町」では、“こんな町だと良いな”といった内容が多く、「若者が暮らしたい町」「戻りたくなる町」のために、「若者が定着できる仕事」「安心して子育てが出来る環境」が話題となっている。

また、「健常者が障がい者のために声をあげる町」、「助けてと言える町」など、お互い支え合い、共に暮らしていく共助・互助についての意見や「車がなくても生活出来る町を望む」など、移動手段に関する意見もあった。

「高齢」では、団地や地区の高齢化から、高齢者の買い物困難状況への心配もある。一方、「高齢者の方がスクールガードで毎日見守り」の活動も見られている。

「子ども」では、「子どもの居場所」や、高齢者と共に、安心して暮らせるまちへの希望、「子ども食堂」を「誰でも使える食堂」という呼称にしてはとの意見もあった。

トピック	キーワード
若者が暮らしたい町、誰もが暮らしやすいまちづくり／これからの地域活動のあり方を、多角的な視点で考える	町・地域・高齢・子ども・若者・盛岡・住む・岩手・出る・病院

(3) 公共交通機関の利便性

「少ない」ものとして、公共交通（バス・電車）の本数が話題となっている。バスや電車の「本数」が曜日やエリアによって少なかったり、路線によってマチマチだったりしている。また、雪による遅延についての意見も見られる。

今後に向けては、「ライドシェアやコミュニティバス」、「市町村をまたいだオンデマンドバス、タクシーで高齢、障がい、病気があっても通院できる町」などの期待も見られている。

トピック	キーワード
公共交通機関（バスや電車）の本数が少ない／街灯、介護人材、大学の選択肢、就職先が少ない／事件や事故が少ない	少ない・バス・本数・電車

(4) 道路整備と通学環境

「道路」では、「狭い」、「暗い」、「穴」があって歩きにくい、「怖い」との意見が多く見られた。「車いすの人でも自由に移動できる道」が話題となっている。

「雪」では、「雪で道に穴あく」、「雪みち、歩道があぶない」のほか、雪による「バス」や「電車」、公共交通機関の遅延に関する意見が見られる。

「通学」では、「通学路にスクールガードさんが居てくれる」ものの、雪で道に穴がいたり、部活帰り暗くなったりで、不安を感じている意見が見られる。

トピック	キーワード
道路の整備状況と通学環境／「多い」もの…暗い道。野生動物。地元に残りたいけれど残れない人。雪。温かい人／「狭い」ものは道路と公共トイレ	道路・雪・多い・通学・暗い・街灯・自転車・怖い・大変・歩道・穴・狭い・整備

(5) 公共交通の利便性

「交通」では、「盛岡の課題は交通インフラ」とし、公共交通の利便性やバリアフリーの促進について、話題となっている。また、「街灯」が少ないことで交通事故のリスクを感じているほか、自家用車の有無が、通勤の選択肢を狭めることにつながるとの意見もあった。

「移動」と「手段」では、障がい者や高齢者、学生の移動手段について、きめ細やかな対応を望む意見が見られている。

トピック	キーワード
公共交通の利便性、バリアフリーの促進／障がい者や高齢者、学生の移動手段へのきめ細やかな対応	交通・福祉・移動・手段

(6) 車がなくても生活出来る町

「車」では、「車社会」であり、車がないと「不便」、「職業選択も狭まる」、「生活出来ない」などの意見が見られるが、代替案として、「オンデマンドで来てくれるバス・車」などで「車がなくても生活出来る町を望む」意見が出ている。

「社会」では、「車社会」、「高齢社会」、「共生社会」そして「社会参加」に話題が及んでいる。

トピック	キーワード
車社会から車がなくても生活出来る町へ	車・生活・コロナ・社会

(7) 高校生の心配なこと

「高校生」では、通学等に関する意見として、公共交通機関の利便性向上と、交通費の助成の希望が見られる。そのほか、メンタルヘルスに関連して、「まわりに相談や心配ごとを話せる人がいない」、「高校生の考える安心。人とのつながり→頼れる人（家族・友人）、近所の人」などが見られる。また、地域活動に関して、高校生はなかなか参加できない状況があるが、大人とのコミュニケーションのしづらさが、話題となっている。

「参加」では、「町内会」や「地域活動」への「参加」についての話題が出ている。若い人の参加が少ないことや、様々な人が参加出来る仕組み、社会参加の捉え方についての意見も見られる。

トピック	キーワード
高校生のメンタルヘルス、通学にかかる助成など／地元での進学や就職の選択肢がある町	高校生・町内・心配・活動・参加・必要／学校・行ける

(8) 人間関係・コミュニケーション

「人間関係」の難しさ、コミュニケーションの難しさが、不登校につながっている様子がうかがえる。反面、「インターネットでつながりを保てる」や「ネット→コミュの広がり」など、新たなコミュニケーション手段の活用についても話題となっている。

「地域との関係」や「互いに顔の見える関係性」についての意見も出ている。

トピック	キーワード
人間関係、コミュニケーションの難しさ。不登校の増加の一要因。地域との関係。互いに顔の見える関係性	人間・関係

7 施策体系に関連した内容

(1) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

福祉サービスに関しては、相談体制の充実という点で民生児童委員の活動に関するものが挙げられた。また、社会的孤立の防止、生活困窮者支援の推進も民生児童委員の活動によるものが多く、地域における民生児童委員活動の重要性が表れた。地域トータルケアシステムの構築、福祉サービスの基盤整備、権利擁護事業の推進、情報提供体制の整備に関しては、ほとんど議論が見られなかったことから、参加者にとっては、日常生活の中において、支援につながる仕組みづくりはイメージされにくいものであることが想像される結果となった。

(2) 共に支え合うことができる地域環境づくり

ボランティア・NPO活動の支援、企業の社会貢献活動の促進、ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の推進に関わる議論はほとんど見られなかった。

日常生活や災害時の支え合い体制の整備、地域福祉活動への参加の促進、世代間交流の促進に関しては、既に実施している取組も多数見られ、今後の取組のアイデアも多く挙げられたことから、各地区ともに関心が高いことがうかがえる。ワークショップ全体を通じて、既に各地域において、季節行事や防災・防犯活動、健康づくり、見守り活動等で住民同士の交流や世代間交流に取り組んでいることが共有されたものの、今後の課題としても交流の推進が挙げられるなど、現状に満足していない地域が多くあるという結果になった。

(3) 地域福祉を担うひとづくり

人材の育成や福祉教育の推進に関わる議論はほとんどみられなかったものの、地域で見守りをする人材やサロン活動に携わる人は、地域福祉の担い手人材と捉えることが可能であり、その担い手の確保はや人材の掘り起こしは、今後の課題として多く挙げられている。さまざまな日常の活動を通して、地域福祉の担い手人材が育っていくということについて、ほとんど意識されていないことから、今後の「人材育成」を考えていく際には、留意すべき点といえる。

【ワークショップ等の様子】

①玉山圏域



②厨川圏域



③河南圏域



④盛南圏域



⑤河北2圏域



⑥河北1圏域



⑦都南圏域



☆結果の一例



⑧ワールドカフェ



<地域福祉に関するアンケート調査結果>

1 調査の目的

盛岡市では、平成 27 年度（2015 年度）に「第 2 期盛岡市地域福祉計画」を策定しましたが、この計画が令和 6 年度（2024 年度）で終了となるため、令和 5 年度（2023 年度）から 2 か年にわたり、計画の進捗状況や地域課題を整理し、令和 7 年度（2025 年度）を始期とする第 3 期計画を策定する予定である。

このアンケート調査は、現行計画の評価や第 3 期計画策定に必要な基礎資料とするため、市民や地域福祉の担い手の方を対象として、地域福祉に関する意識、地域活動の実態及び課題を把握することを目的に実施した。

2 調査の内容

- (1) 地域との関りについて
- (2) 地域の支え合いについて
- (3) ボランティア活動について
- (4) 福祉サービスの利用について
- (5) 地域福祉のあり方について
- (6) ボランティア、NPO 法人等の活動について
- (7) その他

3 調査の対象

(1) 市民(住民基本台帳より無作為抽出)

ア 令和 5 年 4 月 1 日時点で市内在住の 18 歳以上の方
(平成 17 年 4 月 1 日以前生まれの方)

抽出数 2,650 名 回答数 1,304 名(回収率 49.2%)※郵送 1,091 名、WEB 213 名

イ 令和 5 年 4 月 1 日時点で市内在住の 12 歳以上 17 歳以下の方
(平成 17 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日生まれの方)

抽出数 250 名 回答数 114 名(回収率 45.6%)※郵送 84 名、WEB 30 名

(2) 団体

市内で活動する社会福祉法人、地区福祉推進会、ボランティア団体及び NPO 法人
対象 280 団体 回答数 189 団体(回収率 67.5%)※郵送 145 団体、WEB 44 団体

【参考】

(1) 前回調査の回収状況等

	市民				団体	
	18 歳以上		12 歳以上 17 歳以下			
	回答数	回収率	回答数	回収率	回答数	回収率
平成 16 年	1,360/2,652	51.3%	110/248	44.4%	69/100	69.0%
平成 20 年	1,107/2,699	41.0%	89/201	41.0%	53/100	53.0%
平成 25 年	918/2,652	34.6%	84/250	33.6%	124/232	53.2%
平成 31 年	900/2,650	33.9%	98/250	39.2%	51/100	51.0%

(2) 市民(18 歳以上)を対象とした年代別回答状況

	平成 16 年		平成 20 年		平成 25 年		平成 31 年		令和 5 年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
10 歳代	14	1.0%	11	1.0%	6	0.7%	5	0.6%	15	1.2%
20 歳代	137	10.1%	100	9.0%	55	6.0%	69	7.7%	93	7.1%
30 歳代	171	12.6%	179	16.2%	104	11.3%	88	9.8%	149	11.4%
40 歳代	224	16.5%	175	15.8%	115	12.5%	120	13.3%	174	13.3%
50 歳代	263	19.4%	185	16.7%	132	14.4%	143	15.9%	202	15.5%
60 歳代	256	18.8%	201	18.2%	208	22.7%	211	23.4%	255	19.6%
70 歳代	223	16.4%	164	14.8%	184	20.0%	171	19.0%	231	17.7%
80 歳以上	62	4.6%	81	7.3%	110	12.0%	90	10.0%	183	14.0%
無回答	8	0.6%	11	1.0%	4	0.4%	3	0.3%	2	0.2%
合計	1,358	100%	1,107	100%	918	100%	900	100%	1,304	100%

4 調査の方法

- (1) 配布：郵送
- (2) 回収：郵送又はWEB

5 調査の時期

令和 5 年（2023 年）9 月 29 日から 10 月 20 日まで

結果概要（市民(高校生等を除く 18 歳以上)）

※ 今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期と重なる部分があり、単純な経年比較はできないことを念頭に置くものとする。

■ 回答者の属性

- ・ 男性：女性≒ 4：6 となっている。
- ・ 「60 歳代」の回答者の割合が、20%程度と最も高くなっている。
「80 歳以上」の割合が増加傾向にある。
- ・ 「30 年以上」盛岡市に居住している回答者の割合が、60%程度と最も高くなっている。
- ・ 「持ち家（一戸建て）」である回答者の割合が、65%程度と最も高くなっている。
- ・ 「二世帯（親子など）」である回答者の割合が、40%程度と最も高くなっている。
「一世帯（夫婦など）」の割合が増加傾向にある。
- ・ 週の半分以上、「1 日 3 食全ての食事を 1 人で食べている」（孤食と思われる人）という回答者の割合は、25%程度となっている。
- ・ 現在の食事状況に「満足している（「どちらかといえば満足している」を含む。）」回答者の割合は、80%程度となっている。

(1) 地域との関わりについて

- ・ 地域の人と「関わりがある（「おおいに関わりがある」又は「どちらかといえば関わりがある」）」という回答者の割合は、35%程度となっている。
- ・ 地域の人とのつながりに対して「満足している（「どちらかといえば満足している」を含む。）」という回答は、55%程度となっている。
- ・ 地域の人と「関わりがある」という人とその満足度を比較すると、「満足している（「どちらかといえば満足している」を含む。）」という回答が 80%程度となっている。
なお、地域の人と「ほとんど関わりはない（「どちらかといえば関わりはない」を含む。）」という人とその満足度を比較すると、「満足している（「どちらかといえば満足している」を含む。）」という回答が 45%程度となっている。
- ・ 地域活動への参加状況（1 年以内）については、「不参加」という回答が 60%程度となっている。
- ・ 地域活動への参加に対する問題については、「参加する時間がない」という回答が 35%程度と最も高く、次いで「興味や関心のもてる活動がない」という回答が 30%程度となっている。
- ・ 地域活動に対する気持ちとしては、「内容によっては参加したい」という回答が 50%程度となっている。
- ・ 安心して生活していくために重要だと思う取組みについては、「日常的な隣近所との関係づくり」という回答が 50%程度となっている。

(2) 地域の支え合いについて

- ・ 隣近所で困っている世帯への手助けに対する気持ちについては、「内容によってはしたい」という回答が 50%程度となっている。
- ・ 隣近所の人に「手助けしてほしいときがある」という回答は、35%程度となっている。

- ・地域の人に支えられた（助けられた）ことが「ある」という回答は、45%程度となっている。「ある」の割合が増加傾向にある。
 - ・家族や親族以外に相談できる人や場所が「ある」という回答が60%程度となっている。
 - ・災害時に近隣の人と支え合う（助け合う）関係があると「感じる（どちらかといえば感じる）」を含む。」という回答は、60%程度となっている。
 - ・災害時に近隣の人と支え合う（助け合う）関係づくりに必要な取組みについては、「福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携」という回答が40%程度と最も高く、次いで、「避難支援が必要な人の情報」という回答が40%程度となっている。
- 減少傾向にあった「福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携」の割合が増加に転じている。一方で、「地域住民で結成する自主防災組織」「避難支援が必要な人の情報」の割合は減少傾向にある。

（3）ボランティア活動について

- ・ボランティア活動への参加状況（1年以内）については、「不参加」という回答が90%程度となっている。
 - ・ボランティア活動に参加したきっかけとして、「自分たちのために必要な活動だから」という回答が55%程度と最も高く、次いで「人の役に立ちたいから」が30%程度となっている。
- 減少傾向にあった「自分たちのために必要な活動だから」の割合が増加に転じている。また、「楽しそう（おもしろそう）だから」の割合が増加傾向にある。
- ・ボランティア活動への参加に対する問題については、「参加する時間がない」という回答が40%程度と最も高く、次いで「活動についての情報がない」という回答が35%程度となっている。
 - ・ボランティア活動の普及については、「活動についての情報提供」が55%程度と最も高く、次いで「ボランティアを必要としている人とのマッチング」が40%程度となっている。

（4）福祉サービスの利用について

- ・サービス利用者のうち、サービス内容が説明と違っていたり、サービス内容に不満や疑問を感じたと回答した方は、25%程度となっている。
- ・サービス内容が説明と違っていたと回答した方のうち、「サービスを受ける側なのであきらめた」という回答は、40%程度となっている。

（5）地域福祉のあり方について

- ・子どもたちへの福祉教育については、「家庭の中で親から学ぶ」という回答が70%程度と最も高く、次いで「学校教育の中で学ぶ」という回答が65%程度となっている。
- 減少傾向にあった「家庭の中で親から学ぶ」の割合が増加に転じている。また、増加傾向にあった「テレビやインターネットなどを通じて学ぶ」の割合が20%程度増加している。
- ・福祉や健康に関する情報の入手先として、「新聞、テレビ、ラジオ」が55%程度と最も高く、次いで「市や市社会福祉協議会の広報紙」が50%程度となっている。
- 「インターネット」の割合が増加傾向にある。
- ・住み慣れた地域で安心して生活していくための地域住民の役割については、「住民同士で助け合うが、手の届かない部分は行政・民間・企業と協力する」が40%程度と最も高く、次

いで「行政・民間・企業で取り組み、手の届かない部分は住民が協力する」が25%程度となっている。

- ・地域福祉計画の取組みの評価では、進んだ（「大いに進んだ」又は「少し進んだ」）と回答した割合でみると、「福祉サービスの充実」が35%程度と最も高く、次いで「ユニバーサルデザイン・バリアフリー等の普及」が35%程度となっている。一方で、「世代間交流」は10%程度と最も低く、唯一、進んだと回答した割合が、後退した（「少し後退した」又は「大いに後退した」）と回答した割合（15%程度）を下回っている。

結果概要（市民(中学生・高校生等 12 歳以上 18 歳以下)）

※ 今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期と重なる部分があり、単純な経年比較はできないことを念頭に置くものとする。

■ 回答者の属性

- ・ 男性：女性≒ 5：5 となっている。
- ・ 同居家族について、多い順に「母親」「父親」「兄弟姉妹」となっている。
- ・ 「家族の持ち家（一戸建て）」である回答者の割合が 70%程度と最も高くなっている。
- ・ 近所の大人との付き合いについて、「あいさつ程度はする」という回答者の割合が、55%程度と最も高くなっている。
- ・ 週の半分以上、「朝食または夕食を 1 人で食べている」（孤食と思われる人）という回答者の割合は、10%程度となっている。
- ・ 現在の食事状況に「満足している（「どちらかといえば満足している」を含む。）」回答者の割合は、90%程度となっている。

(1) 地域との関わりについて

- ・ 町内の行事への参加状況（小学校卒業以降）については、「参加」という回答が 60%程度となっている。
- ・ 町内の行事への参加に対する気持ちとしては、「内容によっては参加したい」という回答が 55%程度となっている。
- ・ 隣近所で困っている人への手助けに対する気持ちについては、「頼まれたらする」という回答が 45%程度となっている。
- ・ 安心して生活していくために重要だと思う取り組みについては、「災害時に安全に避難できる仕組みをつくる」という回答が 60%程度となっている。

(2) ボランティア活動について

- ・ ボランティア活動への参加状況（小学校卒業以降）については、「参加」という回答が 50%程度となっている。
- ・ 誰と一緒にボランティア活動をしたかについては、「学校で」という回答が 50%程度となっている。
- ・ ボランティア活動に参加したきっかけとして、「人の役に立ちたいから」及び「学校の授業などで機会があったから」がそれぞれ 40%程度となっている。
- ・ ボランティア活動への参加に対する気持ちについては、「内容によっては参加したい」という回答が 60%程度となっている。
- ・ ボランティア活動への参加に対する問題については、「参加する時間がない」という回答が 45%程度と最も高く、次いで「興味や関心がもてる活動がない」という回答が 35%程度となっている。

結果概要（団体(ボランティア団体・保健福祉分野で活動するNPO・地区福祉推進会等)）

※ 今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期と重なる部分があり、単純な経年比較はできないことを念頭に置くものとする。

■ 基本属性について

- ・組織形態の回答割合は次のとおりとなっている。

NPO法人 : 32.3%

ボランティア団体 : 26.5%

社会福祉法人 : 24.9%

地区福祉推進会 : 16.4%

(1) 事業について

- ・活動範囲については、「市内の一部地域」と回答した団体の割合が、30%程度と最も高くなっている。
- ・事業分野については、「児童・母子福祉」と回答した団体の割合が、40%程度と最も高くなっている。
- ・他団体との協力関係等の有無については、「社会福祉協議会」と回答した団体の割合が、70%程度と最も高くなっている。
- ・サービスの質を向上させるための取り組みについては、「関係団体と情報交換などの交流の機会をつくっている」と回答した団体の割合が、70%程度と最も高くなっている。
- ・運営上の課題については、「スタッフが不足している」と回答した団体の割合が、60%程度となっている。

(2) 今後の活動以降・要望について

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めるために必要なことについては、「町内会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」と回答した団体の割合が、55%程度と最も高くなっている。

<地域福祉に関する直近の法整備等>

関係法等	内 容
社会福祉全般に関する法律	
社会福祉法(昭和26年法律第45)の一部改正(平成29年)	法改正により、地域生活課題を多様な主体が協力して対応することを地域福祉の推進と規定し、行政や事業者や地域住民と連携して問題解決を図るための具体的内容を地域福祉計画に位置付ける必要が生じた。
社会福祉法(昭和26年法律第45)の一部改正(令和3年)	市町村における包括的な支援体制を構築するための具体的事項を定めた重層的支援体制整備事業が創設され、「属性を問わない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱に一体的に実施することとされた。
高齢者施策に関する法律	
認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)(平成27年)	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)をもとに、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」がまとめられ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされた。
介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正(平成29年)	自立支援・重度化防止に向けて市町村が取り組む仕組みが制度化され、介護保険の各保険者が、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について、自己評価を行うこととされた。
介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正(令和元年)	高齢者の健康増進を図り、できる限り地域で過ごせる社会の実現のため、高齢者一人ひとりの状況に応じ、身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえて、後期高齢者医療広域連合及び市町村が、後期高齢者保険保健事業や国民健康保険保健事業と介護予防事業の一体的な実施に努めることとされた。
成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)の制定	法令の施行後、平成29年3月に、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、各市町村において、制度の利用促進を図るための中核機関の設置・運営、制度の利用促進に係る市町村計画の策定、制度の利用促進に係る基本的事項の調査・審議を行うための合議制機関の設置、が努力義務として規定された。また、令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の一環として、地域連携ネットワークの一層の充実が求められた。

関係法等	内 容
共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）	認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定され、市町村の計画策定が努力義務として規定された。
障害者施策に関する法律	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）（障害者差別解消法）	事業者による社会的障壁の除去に係る障害者への合理的配慮の提供の義務化や、行政機関や事業者等が事業の実施にあたり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供することが求められた。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）	医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務等が規定された。
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）	障害者による情報の取得利用・意思疎通について、障害の種類・程度に応じた手段の選択や、地域性によらない情報取得、障害者ではない者と同一内容の情報を同一時点で取得できること、ITやICT技術の活用等、情報の十分な取得・利用や円滑な意思疎通のための施策推進が求められた。
子ども施策に関する法律	
子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の一部改正（令和元年）	法改正により、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課された。
児童福祉法（昭和22年法律第64号）の一部改正（令和元年）	法改正により、市町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。
こども基本法（令和4年法律第77号）	こどもを取り巻く状況が、少子化の進行、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、依然として深刻であることから、常にこどもの最善の利益を第一に考え、諸問題に対するこども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施するため、こども施策の共通基盤となる包括的な法律が必要であるとの考えのもと新設され、子どもの権利条約の趣旨を踏まえた基本理念が定められた。

関係法等	内 容
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）	居場所のない若年女性たちの存在が顕在化したことなどを背景に、性差に起因して社会的に様々な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度の整備が規定された。
再犯の防止等の推進に関する法律	
再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）の制定	犯罪をした人の再犯率が増加傾向にある状況を踏まえ、再犯防止に取り組む国と地方公共団体の責務が規定された法律が新設された。
孤独・孤立対策推進及び自殺対策に関する法律	
自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）の一部改正（平成 28 年）	法改正に伴い、すべての都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられた。
孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号）	「孤独、孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、国や地方公共団体、当事者支援団体等の連携・協働の推進や、支援人材の育成・確保等が規定された。

<第3期地域福祉計画の策定経過>

【令和5年度(2023 年度)】

時期	会議の名称等	備考
令和5年5月	盛岡市社会福祉審議会 第1回地域福祉専門分科会	計画の策定について
9月 ～10月	地域福祉に関するアンケート調査	
9月	地域福祉ワークショップ	玉山圏域、厨川圏域
10月	地域福祉ワークショップ	河南圏域、盛南圏域、河北2圏域
11月	地域福祉ワークショップ	河北1圏域、都南圏域
12月	地域福祉ワークショップ (ワールドカフェ)	全圏域
令和6年3月	盛岡市社会福祉審議会 第2回地域福祉専門分科会	計画策定に係るスケジュールについて

【令和6年度(2024 年度)】

時期	会議の名称等	備考
令和6年5月	盛岡市社会福祉審議会 第1回地域福祉専門分科会	計画策定の方向性について
8月	盛岡市社会福祉審議会 第2回地域福祉専門分科会	計画骨子案について
10月	盛岡市社会福祉審議会 第3回地域福祉専門分科会	計画素案について
11月	玉山地域振興会議	
11月	盛岡市議会全員協議会	
12月 ～令和7年1月	パブリックコメント	
2月	盛岡市社会福祉審議会 第4回地域福祉専門分科会	計画案について

<盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員>

令和7年（2025年）3月1日現在

委員氏名	所属団体等	備考
伊 藤 久里子	うさとら kids	
柿 木 和 夫	盛岡市町内会連合会	
齋 藤 昭 彦	岩手県立大学 社会福祉学部	分科会長
佐々木 幹 郎	盛岡市地区福祉推進会会長連絡会	
佐 藤 聡	盛岡市社会福祉協議会	分科会長職務代理者
高 橋 政 雄	玉山地域自治会連絡協議会	
津志田 貞 子	盛岡市身体障害者協議会	
西 尾 卓 樹	盛岡市老人福祉施設連絡協議会	
藤 田 健一郎	盛岡市P T A連合会	
米 田 ハツエ	盛岡市民生児童委員連絡協議会	
真 嶋 浩 一	公募委員	
武 蔵 文 武	盛岡市ボランティア連絡協議会	

（敬称略）

<用語解説>

用 語	解 説	初出 ページ
あ行		
アウトリーチ	自ら支援を求めることが難しい人や支援につながることに拒否的な人に対し、積極的な訪問などにより、支援や情報を届けること。	45
か行		
かいごしえん 介護支援センター	地域包括支援センターの機能のうち、高齢者の初期相談窓口を担うセンターであり、地域包括支援センターへつなぐ役割をもつ。	12
ゲートキーパー	悩んでいる人(自殺の危険を示すサイン)に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ見守る人。	37
ケアマネジメント	要援護者やその家族が社会生活を送る上で抱えている問題と、地域に散在しているさまざまな社会資源(サービス提供者)とを結びつける方法、機能。	9
けんこう 健康21プラン	市民一人ひとりが自らの生活習慣を改善し、健康づくりに積極的に取り組み、健康寿命を延伸することを目指した21世紀の健康づくり計画。	2
けんりょうご 権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者、障がい者の権利を保護し、意思決定支援などにより自己決定をサポートすること。	12
こうれいしゃほけんふくしけいかく 高齢者保健福祉計画・ かいごほけんじぎょうけいかく 介護保険事業計画	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する内容を包含した高齢者の政策全般にわたる計画(老人福祉法及び介護保険法)。介護保険事業と高齢者政策の調和を保つため、一体的に策定している。	2
こころ 心のサポーター	身近な人のこころの不調(自殺の危険を示すサイン)に気づき、寄り添うことのできる人。	37
けいかく こども計画	全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、地域社会全体でこども施策を推進するための計画(こども基本法)。以下を包含する。 ① 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画 ③ 母子保健法に基づく母子保健計画 ④ 子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画 ⑤ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画 ⑥ 国の成育医療等基本方針に基づく成育医療等に関する計画 ⑦ 新・放課後子ども総合プランに基づく児童の居場所づくりに関する方針に関する内容	2
こべつひなんけいかく 個別避難計画	避難行動要支援者の避難場所や避難支援に必要な情報提供の方法などについて、個別に定める計画(災害対策基本法)。	9

用 語	解 説	初出 ページ
コミュニティ・ソーシャルワーク	ひとりの生活課題を解決するために、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援(ケースワーク)だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する活動。	19
コミュニティビジネス	地域が抱える課題を、地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。	34
さ行		
さいはんぼうしすいしんけいかく 再犯防止推進計画	犯罪をした者等が、地域生活を送るうえで抱える就労・住居の確保等の困りごとを、市が提供するサービスのみならず、国、県、民間団体、市民と連携し解決することで、新たな犯罪を抑制し、地域社会の一員として共に支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的とした計画(再犯防止推進法)。	3
じさつたいさくすいしんけいかく 自殺対策推進計画	市民一人ひとりが自殺への理解を深め、人の温かさを感じ、いのちを守り支えあう盛岡を目指し、自殺対策事業を総合的に推進するための計画(自殺対策基本法)。	3
じじょ きょうじょ こうじょ 自助、共助、公助	個人や家族が自ら達成・解決できることは個人・家族が行い(自助)、個人・家族では達成・解決困難なことや非効率的なことを地域社会が行い(共助)、さらに、地域社会のような小さな単位では達成・解決困難なことや非効率的なことを市町村、都道府県、国が順に補完して問題解決を図る(公助)こと。	23
しみんこうけん 市民後見	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人によって行われる後見活動。	16
じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう 重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を3つの柱として一体的に実施するもの。社会福祉法に定める事業は次のとおり。 ①包括的相談支援事業 ②参加支援事業 ③地域づくり事業 ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑤多機関協働事業 ⑥支援プランの作成	8
じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう 重層的支援体制整備事業 じっしけいかく 実施計画	重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の実施内容に関する事項を定めた計画(社会福祉法)。	3
しょう しゃきほんけいかく 障がい者基本計画	障がい者福祉施策の基本的な考え方や施策推進の方向性について定める計画(障害者基本法)。国、都道府県、市町村にそれぞれ策定が義務付けられている。	2
しょう しゃふくしじっしけいかく 障がい者福祉実施計画	障がい者基本計画における「障がい福祉サービスの充実」を実施するため、地域において必要なサービス提供体制を確保するための方策を定める計画(障害者総合支援法及び児童福祉法)。	3

用 語	解 説	初出 ページ
シルバーメイト	高齢者の安心・自立した生活の実現を目指し、一人暮らし高齢者や高齢者世帯など(シルバー)を、地域のボランティア(メイト)の協力で見守ること。	13
せいかつしえん 生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。地域支え合い推進員とも呼ばれる。	10
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりすることが難しい人を保護し、支援する制度。大きく、法定後見制度と任意後見制度の2つに分けられる。 なお、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっている。	13
ソーシャルインクルージョン	しゃかいできほうせつ 社会的包摂ともいう。誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、お互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方。	41
た 行		
だいさんしゃひょうか 第三者評価	事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。	47
ダブルケア	育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に担うこと。	1
ちいききょうせいしゃかい 地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいが、地域をともに創っていく社会のこと。	1
ちいきささあ 地域支え合いマップ	地域の中の一人暮らしの高齢者の方など気がかりな方を、災害時等に誰が支援を行い、避難場所へ誘導するかなどを把握し、これらの情報を地図に書き込んだもの。	13
ちいきふくし 地域福祉	共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉。	1
ちいきふくしかつどうけいかく 地域福祉活動計画	社会福祉協議会が地域福祉の推進を図るための行動指針として策定する計画(社会福祉法)。住民や地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者の相互協力により策定している。	2
ちいきふくし 地域福祉コーディネーター	コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)ともいう。コミュニティ・ソーシャルワークの実践を担う専門職。	8

用 語	解 説	初出 ページ
ちいきふくし 地域福祉ネットワーク	民生委員・児童委員などの住民に加え、町内会・自治会、地域内の福祉関連の施設や事業所、行政や相談支援機関等が、その地域の福祉課題を共有し、解決に向けて連携や協働するつながりのこと。	54
ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。	43
ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	介護予防支援事業、総合相談支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業、包括的継続的支援事業の4つの事業を一体的に実施する機関で、高齢者の総合相談窓口となるもの。	12
ちくふくしすいしんかい 地区福祉推進会	地区の特性に応じた福祉活動の活発化及び福祉事業の充実発展のため、市内32地区において組織されている団体。団体の要件には、町内会等の住民組織で構成されていること、地域福祉の増進に資する事業を行うこと等がある。	24
ちくみんせいいんきょうぎかい 地区民生委員協議会	民生委員法に基づき市内28地区において組織されている協議会。地域包括支援センターをはじめとする福祉分野や行政関係機関と連携した活動を行っている。	28
な行		
にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、都道府県・指定都市社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。	12
にんちしょう 認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を見守る応援者。	16
は行		
8050問題 ちんだい	80代の高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している状態が半年以上に及ぶ世帯に生じる問題。	1
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もともとは建築用語で、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味であるが、より広く、高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。	15
ひきこもり	様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさす。	1
ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者 ひなんしえんけいかく 避難支援計画	災害時における避難支援を円滑に進めることを目的として、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者のうち、特に配慮が必要となる避難行動要支援者に対する災害に備えた避難訓練や災害時の避難支援等について、基本的な事項を定めた計画(災害対策基本法)。	3

用 語	解 説	初出 ページ
ふくし 福祉サービス	日常生活に支障がある人に対して、日常生活を営むことができるよう支援するもの。このうち公的な福祉サービスは、大きく施設福祉サービス(特別養護老人ホーム、身体・知的・精神障害者更生施設、児童養護施設など)と在宅福祉サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど)の2つに分けられる。	1
ま行		
みんせい いん じどう いん 民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。守秘義務があり、地域住民の相談に応じて必要な援助を行う。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。	7
や行		
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。	1
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。	15
ら行		
さいいじょうせたい いけいちょうさ 65歳以上世帯類型調査	65 歳以上の方を含む世帯を対象として、毎年6月に民生委員・児童委員が調査員となり実施している調査。世帯類型の調査を通じ、世帯の実態と避難行動要支援者の把握等を行っている。	7
わ行		
ワークショップ	論議など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする双方向的な学びと創造のスタイル。	18

第 3 期盛岡市地域福祉計画

みんながつながり 互いに認め支え合う
やさしさにあふれるまち

令和7年(2025 年)3月

発 行 盛岡市保健福祉部地域福祉課

T E L 019-651-4111(代表)

ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>
